

第六十一回 参議院社会労働委員会會議録第二十八号

昭和四十四年七月一日(火曜日)

午後一時三十二分開会

委員の異動

六月二十六日

瓜生 清君

補欠選任

六月二十七日

成瀬 幡治君

補欠選任

六月三十日

阿具根 登君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

吉田忠三郎君

理事

上原 正吉君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

委員

黒木 利克君

塩見 俊二君

高田 浩運君

徳永 正利君

山下 春江君

横山 フク君

小野 明君

藤原 道子君

渋谷 邦彦君

中沢伊登子君

衆議院議員

発議者 山本 政弘君

國務大臣

厚生 大臣

政府委員

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省児童家庭局長

厚生省看護局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

公正取引委員会事務局長

経済企画庁国民生活局参事官

大蔵省主計局主計官

斎藤 昇君

村中 俊明君

金光 克己君

渥美 節夫君

実本 博次君

中原 武夫君

吉田 文剛君

小川 潤彦君

辻 敬一君

本日の会議に付した案件

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童手当法案(衆議院送付、予備審査)

○国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保障制度等に関する調査(保母の待遇に関する件)

○食品の添加物等に関する件(オレンジ学園における児童虐待に関する件)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから、社会労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

去る六月二十六日、瓜生清君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

また、六月二十七日、成瀬幡治君が委員を辞任され、その補欠として藤原道子君が選任されました。さらに、六月三十日、阿具根登君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、昭和三十七年に発足して以来数次の改正を経て、今日まで手当額の引き上げ、所得による支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、なお一そうの内容の充実を必要とするところであります。

また、特別児童扶養手当制度は、昭和三十九年に重度精神薄弱児扶養手当制度として発足し、その後手当の支給対象に重度の身体障害児が加えられて、名称も特別児童扶養手当と改められたものであり、その手当の額の引き上げ、所得による支給制限の緩和についても数次にわたり改善がはかられてまいりましたが、今後とも内容の充実が望まれるところであります。

今回の改正法案は、以上の趣旨にかんがみ、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を引き上げるとともに、所得による支給の制限に関する規定

の整備を行なうものであります。以下、改正法案のおもな内容について、御説明申し上げます。

まず、児童扶養手当に関する事項について申し上げます。第一に、手当額の引き上げについてであります。その月額を二百円に引き上げ、児童一人の場合には月額二千円、二人の場合には月額二千八百円とし、三人以上の場合には月額二千八百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算した額とするものといたしております。

第二に、所得による支給の制限に関する規定の整備についてであります。支給対象者本人の所得またはその配偶者もしくは扶養義務者の所得により支給を制限する場合の限度額に関する規定を改め、政令で定める額とすることといたしております。

次に特別児童扶養手当に関する事項について申し上げます。第一に、手当額の引き上げについてであります。その月額を二百円引き上げ、児童一人につき二百円とするものといたしております。

第二に、所得による支給の制限に関する規定の整備についてであります。児童扶養手当と同様に改め、支給対象者本人等の所得による支給制限の限度額を政令で定める額とすることといたしております。

最後に、児童扶養手当及び特別児童扶養手当のいずれも、手当の額の引き上げに関する事項は昭和四十四年十月分の手当から、所得による支給の制限の規定の整備に関する事項は昭和四十四年五月分の手当から、それぞれ適用することといたしております。以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに

御可決あらんことをお願い申し上げます。
○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 児童手当法案(衆第三〇号)を議題といたします。

提出者衆議院議員山本政弘君から提案理由の説明を聴取いたします。山本君。

○衆議院議員(山本政弘君) たいま議題となりました児童手当法案につき提案者を代表いたしましたして、提案理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

社会保障は、国民が普通の生活上の困難から、ひとしく守らなければならないことを理念としてあることはいまさら申し上げるまでもないこととあります。

しかし、国民の生活権を確保するための老齢、失業、疾病、死亡、出産、養育等に伴う困難に対して、その不安を解消するための経済的保障は決して十分とは言えません。この立ちおくれしている日本の社会保障水準を経済成長にふさわしいものに充実させるために政府は努力すべきであります。御承知のように、児童手当制度は、すでに世界の多くの国々で、社会保障制度の最も大きな柱の一つとして実施されております。

わが日本社会党は、今日まで児童手当制度は現体制下に残された社会保障制度の最後のものとして、その実現を強く訴えてまいりました。特に昭和四十一年以来、毎年国会において、質問、提案をし、政府もそのつど次年度実施を約束してまいりました。

児童手当制度が社会保障制度の大きな柱の一つとなつてゐるのは、児童の養育が家計を大きく圧迫する原因となつてゐるからであります。昭和四十二年の政府の調査を見ても明らかのように、養育費の家計に占める割合は、義務教育終了前の児童が二人いる家庭の場合には三二%、三人の家庭では三八・八%となつており、養育費が大きく家計を圧迫していることは事実であります。

昭和二十四年十一月二十日の国連第十四回総会において採択された児童権利宣言には「児童が幸福な生活を送り、かつ自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるとする」とある。家庭に属する児童については、その援助のため国その他の機関による費用の負担が望ましい。立法その他の措置によつて、これら児童の権利を守るように努力することを要請する」と述べており、さらに昭和二十六年五月五日、わが国において制定された児童憲章にも「すべての児童は心身ともにすこやかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」とあります。このように児童手当は、児童が享有すべき当然の権利なのであります。

ところがわが国においては、これまで児童を家庭で養育することは家庭の本来の機能であるとされておりました。このため児童の養育は、親の能力、資産の許す限度において、また家庭のファンバランスの上において行なわれてきたのであります。これは決して健全な姿ではありません。またそのような環境においては児童の心身ともすこやかな成長は期待できません。

申すまでもなく児童は次代の大切な手であり、その児童を心身ともに健全に育成するために社会は当然一定の責任を負うべきであります。

昭和二十二年、社会保障制度調査会が児童手当制度の必要性を答申してからこの二十二年間に、いろいろな審議会が、それぞれの立場から児童手当の実現について、勧告、答申などさまざまな形で早期実施を訴えてきています。これらの声に押されて歴代厚相、また佐藤総理みずから児童手当の早期実施を約束し、四十三年度をめどとすることを表明いたしました。さらに四十一年には制度創設検討のために、厚生省に準備室まで設け、昨年末には懇談会の結論を見ることのできました。その創設は引き延ばされておりました。

ものほつており、社会党の市長である武蔵野市では全国に先がけて四十二年度より実施しているのであります。

政府は財源難を理由に実施を引き延ばしては、その実施は財源問題というよりは、むしろ政府の姿勢にかかっていると、いえましよう。

社会党は、さきに参議院に出生手当法を提出いたしました。世界第二位の生産力を持つ国にふさわしく、児童福祉のために一歩進んで胎児から児童の養育まで、一貫した国の責任として行なうべきであると考へます。

次に本法案について、その概要を簡単に御説明申し上げます。

この法案の基本理念として、児童は次代をなう者であり、社会は児童の福祉の増進をはかる責任を負い、児童はそれを受ける権利を有する、と社会の責任、児童の権利を明らかにしたのであります。

その主な内容は、一、児童手当は義務教育終了前の全児童に支給するものとする。ただし心身に障害を有する者の場合は満二十歳までとすること。また居住地主義をとり、日本国民でない児童にも支給することとした。二、手当額は月額六千円とするが当面、昭和五十三年三月までは三千円とする。

三、手当額は国民の生活水準その他の変動に応じて改定の措置を講ずること。四、手当の支給に要する一切の費用は、原則として国の負担といたしますが、必要な範囲で企業も負担する。その負担割合は国が七割、企業三割とし、その企業の賃金総額の二%以内の負担とする。ただし、五人以下の企業は負担能力がないので免除することにいたしました。五、手当は毎月分をその翌月に支給するものとし、受給資格の認定は、都道府県知事が行なう。六、本法の施行に伴ない児童扶養手当及び特別児童手当は廃止する。七、この法律の施行期日は四十五年四月一日とす

る。などでありませう。

以上がこの法案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 国民年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(斎藤厚生大臣) たいま議題となりました国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国民年金制度は、昭和三十四年に創設され、同年十一月から福祉年金の支給を開始し、昭和三十六年から本制度の中心である拠出制年金の実施に入り、現在では、被保険者数約二千二百万人、拠出年金の受給者約十三万人、福祉年金受給者約三百十万人を擁する規模に成長しており、被用者を対象とする厚生年金保険と相並んでわが国公的年金の二大支柱を形成する制度であります。その間、昭和四十一年に制度初の財政再計算期を迎え、給付水準の大幅な改善を行ない、夫婦一万年金を達成したところであります。しかしながら、現行の給付水準は、この数年間の著しい経済成長に伴う生活水準の大幅な上昇により、老後の生活を保障するには不十分なものとなりつつあります。一方、人口構造の老齡化現象、農村における生活水準の急速な向上などの事態に際して、老後の生活保障施策はますますその重要性を増しているものであります。これに対する国民の要望もきわめて強いのであります。このため、今回予定されている厚生年金保険の改善にあわせて、国民年金につきましても、本来の財政再計算期にあたる昭和四十六年を待つことなく、その大幅な改正を提案することとした次第であります。

以下、改正法案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、拠出制年金に関する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引上げについてであります。老齢年金の額につきましては、現行は保険料納付済期間一月につき二百円で計算することといたしております。これを、一月につき三百二十円に引き上げて計算することといたしております。この結果、二十五年納付の標準的な老齢年金の額は、現行の六万円から九万六千円に引き上げられることになるのであります。

この改正によりまして、二十五年納付の場合、夫婦で受給する年金の月額、通常、夫の定額分八千円、今回導入される所得比例分四千五百円、妻の定額分八千円を合わせますと月額二万五千円となり、いわゆる「夫婦二万円年金」が実現することとなるのであります。また、全期間四十年納付の場合では月額三万二千八百円となるのであります。

なお、昭和四十六年には、国民年金の最初の拠出制老齢年金いわゆる十年年金の支給が開始されますが、資格期間が特例的に短縮されているこの経過的老齢年金の額につきましては、先に申し上げました単なる期間比例計算にとどまることといたしまして、この十年納付の場合の年金額を二万四千円から六万円に、月額にして二千円から五千円に引き上げることといたしております。この措置によりまして、明後年には、夫婦で一万円年金が現実的に支給されることとなるのであります。

次に障害年金につきましては、現行法では、二級障害年金の最低保障額を二十五年納付の老齢年金の額にあわせて、六万円と定められておりますが、今回も同様な考え方のもとに、老齢年金額の引き上げに準じて、その額を六万円から九万六千円に引き上げることといたしております。また、一級障害年金の額につきましては、現行は二級障害年金の二〇%増になっておりますのを、厚生年金保険にわけて二五%増とすることといたしております。

次に、母子年金、準母子年金の額につきましては、従前どおり、二十五年納付の老齢年金の額にあわせて、子二人を扶養する場合で六万円から九万六千円に引き上げ、遺児年金につきましても、これにあわせることとし、三万円から九万六千円に引き上げることとした次第であります。

第二に、所得比例制についてであります。他の公的年金制度におきましては、保険料及び給付の額が所得に比例する仕組みを設けているのであります。国民年金におきましても、今回、これにならうこととし、被保険者の実態を勘案いたしまして、まず、当面はきわめて簡単な仕組みの所得比例制を取り入れた次第であります。なお、これに伴い、政府の行なう所得比例制を代行いたしますと同時に、業種ごとの特殊の要請にこたえる上積み給付を設計することができるようになるため、厚生年金保険における厚生年金基金に準じた国民年金基金を設立する道を開くこととしております。

第三に、高齢者の任意加入の再開について申し上げます。昭和三十六年に拠出制年金が発足いたしました当時、任意加入する機会を逸した高齢者につきまして、今回、再び国民年金に任意加入する道を開くこととしております。しかしながら、この方々がすでに相当高齢であることを勘案いたしまして、保険料の納付は五年間にとどめております。

第四に、保険財政について申し上げます。第一点は、保険料の額の改定についてであります。今回のように給付水準を大幅に引き上げますと、これをまかなう保険料についても当然相当額に改定する必要がありますが、今回はさしあたり百五十円程度の引上げにとどめ、四百五十円とした次第であります。なお、この保険料の額は以後段階的に引き上げることとしております。

第二点は、今回新たに導入されました所得比例制についての国庫負担であります。国庫は、その給付に要する費用の二五%を負担することといたしております。

次に福祉年金に関する事項について申し上げます。

第一に、年金額の引き上げについてであります。昨年の引き上げに引き続き、昭和四十四年度におきまして老齢福祉年金の額を、現行の二万四五百円から二万一千六百円に、障害福祉年金の額を、三万二千四百円から三万四千八百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を、二万六千四百円から二万八千八百円に、それぞれ引き上げることといたしております。

第二に、夫婦受給制限の廃止等について申し上げます。障害福祉年金と老齢福祉年金を夫婦で受給する場合の支給制限につきましては、すでに昭和四十一年の改正の際に廃止いたしております。今回、夫婦がともに老齢福祉年金を受給する場合につきましても、その支給制限を撤廃することとしたのであります。これによりまして、現在この支給制限を受けておられる二十八万組五十六万人の方々の年金額が、夫婦で六千円増加することと相なるわけでございます。このほか、所得による支給制限につきましてもその緩和をはかることといたしております。

次に、経過措置についてであります。現に、年金受給中の既裁定年金の額につきましても、本則の改正と同様に引き上げることといたしております。

最後に、実施の時期につきましては、福祉年金の額の引き上げ及び夫婦受給制限の廃止は、昭和四十四年十月から、高齢者の任意加入の再開は昭和四十五年一月から、拠出制年金の額の引き上げ及び保険料の改定は同年七月から、所得比例制及び国民年金基金に関する事項は同年十月から、それぞれ、施行することといたしております。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。
○中沢伊登子君 先日、この委員会での質疑をいろいろ拝聴してきて、納得のいかない点がございます。それは、終戦後二十四年も経過をいたしながら、いままなお戦争犠牲者について未処遇のものが相当残されておるといふこととあります。政府は、恩給法や援護法関係はもとよりでございますが、それ以外の戦争犠牲者、たとえば阿波丸、戦犯あるいは抑留者、あるいは警防団、長崎医大の学生の問題、大久野島のガス問題等々の戦争犠牲者についても、早急に戦後処理を行ない、この問題については終止符を打つべきではないかと、このように思います。これは内閣全体の問題として早急にやるべきだと思っておりますが、いかがでございますか。

○政府委員(実本博次君) 戦争犠牲者のうちで、国との身分関係のあります者、あるいは総動員法のように、法律で国が強制命令を出してその行動をチェックした人たちにつきましては、御存じのように、恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法を中心といたしまして、処遇をまいっておりますところでございます。先生がおあげになりました中で、そういう身分関係のあります者あるいはほんとの特殊の制約関係の対象になった方々以外の、たとえばあげられました阿波丸事件の問題、あるいは学童疎開におきます対馬丸の問題、そういった方々につきましては、別の観点からそれぞれ処遇のできるものはしてまいっておりますこととございまして、そういう特殊の観点から措置するものはしてまいっております。現在恩給法あるいは援護法上の未処遇問題につきましては、先般、本委員会でもだんだんと御質疑がありました際にお答え申し上げましたように、援護問題懇談会というふうな、援護法に

閣下としての未処遇問題の処理計画を、その答申の線に従って処理していくというふうに進めてまいっておるわけでありませう。そういう法的な処遇の対象になります方々以外の犠牲者の問題につきましては、これはもう御指摘のように、戦後二十四年を経た今日におきまして、やはりそれぞれのニーズに応じての処遇というものを振り返って考え、そしてここで整理をするというふうな立場に立つべきであるというふうな考えをお聞かせ願います。また、援護法の立場からいいますと、つきましては別といたしまして、一般戦争犠牲者の問題につきましては、そういうふうな整理が行なわれてしかるべき時期が来るといふふうな感じを覚えています。

○中沢伊登子君 この問題は、非常に基本的な問題なので、私は、きょうは総務長官の御出席をお願い申し上げたわけですが、まあ衆議院のほうやその他内閣委員会、いろいろ重要な問題がございます。総務長官がきょうはここにお出まじなれない、こういうことでございまして、この問題は、斎藤厚生大臣から、国務大臣としてひとつ御答弁をいただきたいわけでございます。なお、この問題については審議会とか、あるいは審議会ができれば懇談会、こういうふうなものをつくって、もう一日も早く終止符を打つべきだと、このように考えておりますので、厚生大臣から国務大臣として御答弁をいただきたいわけでございます。そして、そのための予算確保のために最善の努力をしていただきたい、このように考えるわけでございますが、厚生大臣から御答弁いただきたい。

○国務大臣(斎藤厚生) 先ほどおあげになられた方々に対する援護と申しますか、補償と申しますか、まだ残された問題が相当ございまして、政府委員から申し上げたとおりでございます。おっしゃいます点、ごもっともに存する点も多しと存じますので、総務長官ともよくお話を申し上げまして、なるべく早い機会に戦後処遇の完了をいたしたい、かように思います。

○中沢伊登子君 その際に、予算をぜひ獲得するような御決意が御ありになりますかどうですか、もう一べんお答えいただきたい。

○国務大臣(斎藤厚生) 援護をすべきものと決定いたしましたものにつきましては、予算は十分獲得をいたさなければならぬと、かように思っております。

○中沢伊登子君 それでは、次に高齢者対策について御質問申し上げます。

まず、このたびの改正で遺族年金の額は増額されることになっておりますが、この増額措置と恩給法上の公務扶助料との関係はどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(実本博次君) 今回の遺族年金等の増額措置につきましては、恩給法の公務扶助料等の増額に準じて行なうことになってございまして、今回の恩給の増額は、昨年の三月の恩給審議会の答申に基づいて経過措置の一部といたしまして、恩給年額の定額の算定の基礎となりまして仮定俸給と、それから国家公務員の給与との格差を是正するというために行なうものでございまして、援護法におきましても、同趣旨の遺族年金につきましては、従来から恩給法の公務扶助料の例にならって増額することとしてきておりますので、今回も全く恩給法と同様の趣旨で増額する、こういうふうになっております。

○中沢伊登子君 その増額措置の内容を見ますと、現在の遺族年金等の額の別による三段階制がありますね。その三段階制を廃止することはおありですか。それではなぜそのようにしたのでしょうか。今国の措置では、高齢者に対する年金の増額率が他のものに比べて低くなっているような感じがありますが、どのようなことになっておりますか。

○政府委員(実本博次君) 恩給法におきまして、先生御指摘のように、公務扶助料の額が年齢等によりまして支給の額に差があるということになっておりますのを、恩給審議会の答申といたしまして、それは定額で、一本の額にしぼるべきであ

る、こういう答申が出ておりましたので、その線に恩給法としては一本の額にしぼって改定をする。援護法も恩給法にならざるを得ないというふうな状況になりました。ただし、そういうふうな状況でついでにおりました格差の解消のために出てまいります優遇を受けていた人たちに對する特別な配慮は同時に考えるべきである、こういうことになっておりますが、一応その答申の線の前提を受けて今回の改正の線に出したわけでございます。

○中沢伊登子君 高齢者の厚遇措置を考へるにあたっては、高齢者の実態調査を行なうて、そのニーズに即応できるような高齢者厚遇措置としての体系的な援護対策を講じていく必要があるのではございませぬでしょうか。

○政府委員(実本博次君) お話のように、高齢者の生活実態というものをいま調査いたしておられますが、その中で出てまいりますニーズを的確に把握いたしまして、現在やっておりますその年金給付というふうな方法で満たされなない分野のニーズを的確に把握して、それを踏まえて措置を考へていきたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 高齢者対策の一環として、次のような措置を講ずるお考えはないでしょうか。

その一つは、戦没者の配偶者が遺族年金等を受給している場合、父母等は後順位の遺族年金等を受給できませんが、たとえば老齢の父母等についてこの後順位年金を増額する等の厚遇措置をすること。日本の家庭の現状の中でいろいろなむずかしい問題がございます。また、高齢者はいま働けなくなっておりますし、この辺を考慮して後順位者の五千円から七千円に引き上げはいたしましたけれども、これではなお低過ぎるような感じがしますが、これをもう少し引き上げるべきではないでしょうか、このように思いますがいかがでございますでしょうか。

○政府委員(実本博次君) 御遺族の老齢者対策といたしましては、答申の趣旨に沿ってそのような措置を進めてまいりたいと思っております。ただ、お話のように、後順位年金の増額の問題、今

回もこの改正で出しておりますが、その線もだんだんと後順位年金そのものとして意味を持つ額に進めてまいりたいと、かように考えております。

○中沢伊登子君 軍人の父母等で、現在公務扶助料を配偶者が受給しておりますね。その者と生計関係を有しないため、すなわち別居しているために公務扶助料の加給対象とならずに、かつまた、軍人恩給の復活した昭和二十八年当時、六十歳未満であったために、後順位の遺族年金の受給権を有しない者にも後順位の遺族年金を支給することを考へることはできませんでしょうか。当時六十歳未満であった人たちはもうすでに七十歳をこえております、ほとんど五〇%以上が。たとえばこういう例を私は聞いています。若い奥さんと老夫婦が仲たがいをした、全然別居をされているわけですね。そうすると、老父母に扶養加算というのが来ないわけですね。実際に墓守をしたり、お位はいをお守りしているのはその老父母なんです。ところがその老父母に全然扶養加算が来ない、これは実情に合わないではないか、こういうふうな話がずいぶんあちこちで聞かれるわけですね。また陳情を受けるわけですね。そこで先ほどのような質問を申し上げたわけですが、この辺のお考えを承りたいと思っております。

○政府委員(実本博次君) お話の点、ごもっともでございます。恩給法の公務扶助料の出し方といたしましては、そういうふうな不便があるわけでございますが、援護法におきましては、後順位年金というところで、妻との生計維持関係がない父母に對しても、独立しての後順位年金を差し上げておられるわけでございます。お話のように、恩給法施行当時に六十歳未満であった方々については、まことにお気の毒なことでございます。この問題につきましては、援護問題懇談会にお話から申し上げましたところ、そういう方々の処遇は援護法でやれというふうな御意見も出てまいっておりますので、その線に沿いまして改正の運びにいたしたいと、かように考えております。

○中沢伊登子君 その遺族も、だんだん老齢化し

てまいりますと、いろいろな具体的な問題が起こってくるわけですね。たとえば戦傷病者相談員というのがございすけれども、それにならって遺族相談員というものを置く考えはございせんか。たとえ病気がなつたときの入院のことやなにか、十三日も水を飲んだままで寝ていたというような話も聞いておりますし、入院のことやあるいはホームヘルパーの世話の問題あるいは年金額が上がったときも、それをうっかり知らないということもありすので、そういうことの手続やあるいはまた老人ホームに入るとき世話など、いろいろ具体的な問題が起こつてまいりますから、その相談に乗つてやるための相談員を置くことが必要ではないか、このように思ひます。

○政府委員(実本博次君) そういう御遺族につきましての御要望は、実はたくさん出てまいつておりました、現在、そういう方々は、民生委員さんあるいはもつとそういう人たちに關係のある相談相手といたしましては、戦傷病者の特例法に基づきます戦傷病者相談員のほうに相談に参つておる方々もありますが、やはり御遺族特有のニードの相談相手として、おっしゃるような相談員は置いてまいりたいというふうな方向で検討をいたしておるところでございます。

○中沢伊登子君 その戦傷病者の相談員というのは、どのくらいあるのでしょうか。

○政府委員(実本博次君) いま全国で約七百二十人ということでございます。

○中沢伊登子君 その人たちの給料というのは、どのくらい出しておるのでしょうか。

○政府委員(実本博次君) これは、常勤の職員でございせんので、全く民生委員さんと同じような、ボランティアとしてのサービスということ、その実費弁償として月額五百円手当を差し上げております。

○中沢伊登子君 そういふ世話係ですね。そういうのは、それは確かにボランティアの精神を持たなくては行けませんし、また持つておる人もおる

わけですけれども、言うならば、最もたいへんな仕事ですね、いやがられる仕事。それに月額五百円くらいの実費弁償ということでは、ちょっとあまりにも非常識じゃないか、このように思ひます。今後こういうふうな高齢者が多くなればなるほどこのような人は必要なものですから、もつと給料を上げたらかどうかと、このように私も希望するわけですね。それから特にホームヘルパーです。ホームヘルパーというのは、どれくらい給料を払つておるのでしょうか。それはきょうはわかりませんで。

○政府委員(実本博次君) ホームヘルパーの問題は、社会局の所管でございまして、ちょっといまだの程度の手当を差上げておるか、的確な資料がございせんので……。

○中沢伊登子君 非常勤であっても、その相談員はもう少し予算をとつて、月五百円や千円ではなかなかむづかしいんじゃないでしょうか。そういう相談員をたくさん獲得するためには、やはり人並みの、少し努力していただくかと思ひます。その辺の御決意はどうですか。

○政府委員(実本博次君) いややつていただいております戦傷病者相談員といふものは、先ほど申し上げましたように、常勤の公務員でございせん。非常勤の公務員でもございせんので、実は戦傷病者の方々が、戦傷病者仲間だめんどろ見ると、こういうかっこうになっておりました、全くほんとうに自発的に仲間同士で仲間の世話をする、こういうかっこうになっておりました、給料と

いうことではなくて、ほんとうに弁当代といふか、そういう意味で差上げておるのでございます。ですので、そういう弁当代の高はなるべく物価に応じて上げていきたいと思つておりますが、一般的に給料というふうな意味での上げかたをしていくとか、処遇をしていくとかいう趣旨の制度のものでございせんので、その点御了承願ひたいと思ひます。

○中沢伊登子君 それでは、その次に障害年金等

の不均衡の是正についてお伺いをいたしますが、この障害年金等の不均衡というのは、どんな不均衡があるのでしょうか。

○政府委員(実本博次君) お話の点の不均衡というのは、恩給法におきます増加恩給あるいは傷病年金と、それから援護法におきます障害年金との不均衡の話だと思ひますが、恩給におきます場合には、第五款症の障害を有する者だけ支給されておりますが、援護法の場合には第三款症という、款症の程度が高いところとめられておる、こういう不均衡がございす。それから障害年金の加給が七千円の定額でございす。第一、二款症以上を願つておる改正法案におきます、第一款症以上の障害年金を受給する者に対しては、恩給の扶養加給に準じまして、その扶養親族の数に応じて加給を行なうというふうな、これもこの差の是正はしてまいりたいということになっております。なお、恩給法では、第二款症以下の障害者であつても、その方に妻がおります場合には扶養加給の対象となつておる、こういうふうな現状がございす。

○中沢伊登子君 戦傷病者の妻に対する特別給付金ですね、これも第五款症の障害年金受給者の妻まで支給すべきではないかと思ひますが、その辺はいかがですか。

○政府委員(実本博次君) お示しのようによつて、現在は第三款症の障害を持つておる方の奥さままでには給付金を差し上げるということで、いま御審議いただいております。それをいま先生は五款症までというふうにおっしゃいますが、その点は先ほど申し上げましたように、御本人に対します年金支給が第三款症までになっておりますので、これもやはりまず五款症まで下げて支給するといふ対象範囲の拡大を行ないまして、そのあとでその妻に対しては分も検討してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○中沢伊登子君 それでは、次に準軍属の処遇改善について、軍人軍属と準軍属の処遇には格差があるようにございす。これを是正すべきではないかと思ひますが、その点はいかがでございす。

○政府委員(実本博次君) 準軍属は、國との身分關係あるいはその勤務の態様等におきまして、軍人軍属と異なる面がございすので、処遇の面である程度の差ができておるといふことは、しかるべき理由があつてのことであるといふふうな従前の考え方から推してまいつております。しかし、準軍属にかかります年金額が軍人軍属にかがる年金額の七割相当程度の額であるといふ現状が、はたして絶対的に適當であるのかどうかという問題につきましては、いろいろ議論のあるところでございます。今後ともそういう差のあり方につきまして検討してまいりたいと、かように考えております。

○中沢伊登子君 それでは、次に遺骨の収集について御質問を申し上げます。昭和四十三年度までにおける海外戦没者の遺骨の収集状況、あるいはまた今後の計画はどのようになつておられますか、お伺ひいたします。

○政府委員(実本博次君) 海外におきます戦没者の遺骨収集は、政府派遣団によりまして、昭和二十八年から三十三年にかけて、共産圏地域を除く主要戦域について実施いたしましたところでございます。しかし、この遺骨収集は、広範な地域に対しまして限られた人員と日教をもつて行なつたものでありまして、その後これらの地域から未処理の遺骨が発見されるような事態が出てまいりましたので、政府といたしましては、昭和四十二年以降、従来の遺骨収集を補完するた

め、新たな計画に基づきまして、重点地域について最終的な遺骨収集を実施することといたしまして、すでにフィリピン、マリアナ諸島等について相当の遺骨収集の成果をおさめてまいつておるところでございす。本年度におきましても、東部ニューギニア及びフィリピンの未収骨地区につきまして実施いたします予定でございす。このほか、現に小笠原諸島の硫黄島につきましては実施中のところでございます。

なお、明年度以降におきましては、引き続き実施の地域につきまして、当該国とも交渉の上、計画的に遺骨収集計画を推進してまいりたいと、かように考えております。

○中沢伊登子君 この遺骨収集については、遺族がもう待ちきれなくて、自分でも出かけていこうか、自費でもやってみようか、こういうような人たちが出てまいっておられる現状でございますから、その遺族の心情を十分に察して、一日も早くこれを片づけなければ、たとえばジャングルなんかにあつた遺骨なんかも、非常に大雨があつたりなんかすると、そういう遺骨がどんどん流れたり、くずれたりしていくわけですね。なかなか費用もかかることでしようし、人の問題もあり得るかと思ひますけれども、遺族の心情を察して、これを一日も早くやつていただきたいと思ひます。

それから最後に、未帰還者について伺います。未帰還者の状況はどうなつていますか、その辺を知らしていただきたい。

○政府委員(実本博次君) 昭和四十四年の三月一日現在の未帰還者は、数字で申し上げますと、四千三百四十六名といふことになつております。その内訳を申し上げますと、ソ連地域が四百十名、それから中共地域が三千四百八十七名、それから北朝鮮地域が百三十四名、それから南方諸地域が三百十五名といふふうな状態になつております。主として中共地区に集中いたしてしております。

○中沢伊登子君 中共地区は、調査はまだむずかしいのですか。

○政府委員(実本博次君) 未帰還者に対しますこれまでの調査の方法といたしましては、その未帰還者の最後の消息があつた場所が国交のある国の場合につきましては、その国にごさいます在外公館等を通じていろいろ調査をいたしてまいっておりますが、国交の開かれておりません国々につきましては、特に中共地区につきましては、そういう在外公館ルートが通じませんので、赤十字そ

の他の民間団体のルートでもつていろいろ調査をいたしておりますが、なかなか思うような、こちらが期待するような調査の結果が出てまいらないということ、実は御心配をいたしてまいっております。

○中沢伊登子君 この四千三百四十六名の消息はあるということですね。まだ生きてはいるということでございますね。

○政府委員(実本博次君) この四千三百四十六名の中で、お話しのように消息があるというものと、それから過去七年以来全然たよりのないというもの、大体三分の二程度が消息がありますが、三分の一の者はほとんど消息がないと、こういうふうなことで、その生存が危ぶまれる。ほとんど希望が持てないというふうなものは、三分の一程度の方がそういう状況になつております。

○中沢伊登子君 過去七年以来その消息があるという、その三分の二くらいの人ですね。こういう人に一日も早く帰還のできるような方法を講じて帰つてきてもらふ、こういうことはできませんか。

○政府委員(実本博次君) 国交がありません国につきましてはその活動と、それから国交のない国につきましてはそのそういう方々に対する調査活動とは、先ほど申し上げたように差があるわけでございますが、ない国につきましても、人道上の問題でございますので、あまりそういう外交上や、政治上の問題に制約をされるべき問題でないで、そういう面での努力はねばり強く続けてまいりたいと思ひます。

○中沢伊登子君 遺族の心情を察して、残つていられる人の御家庭の人たちの心情も察して、できるだけ早く帰れる者は帰す、こういうふうな手続をとつてあげるようにしていただきたい。このことを要望して、私の質問を終わります。

○大橋和孝君 それでは、私、ちょっといままでに議論をされていなかった問題を二、三点取り上げて、同時にまた、私の援護法に対する考えを申し上げまして、厚生省の考え方をただしてみたいと思ひます。

この中で、先ほどからお話が一部出ておりました、公務扶助料及び遺族年金の増加は、中途で年齢によつて年額に階段が設けられたのでありますが、今回の改正では、年齢によつての格差はななくして、同一の年金額となつて、国家補償の精神に基づくとお話ししますが、しかし、この中で当然であろうとは思ひますが、しかし、この中で一言だけ伺ひたいのは、従来から高齢者に對しましては特別な格差を設けてやつてきた経緯にかんがみますと、高齢者加算というものを設けよとの要望が非常にありましてありますが、これに對して一体どう考えておるか。

○政府委員(実本博次君) この点につきましては、恩給審議会の答申も触れておまして、従来とつてきた三本立てを一本立てにするために生じます高齢者等に対する措置は考えよ、こういうことになつております。これは恩給法の問題といたしまして、おそろく次の機会に、その是正措置をとると思ひますが、その方法にいたしましては援護法もそういう措置をとつてまいりたい、かように考えております。

○大橋和孝君 この点は、特にひとつ配慮していただきたいと思ひます。それから、障害年金の加算のほうであります。今度は逆に現行の障害年金の加算が一率加給であつたのを、今度の改正で扶養親族の数に応じて加算することにされたわけですね。これは前からやられた処置を、今度は反対に階段を設けたわけでありまして、障害年金受給者の扶養親族の実態をほんとうに把握しているのかどうか。第一点として伺ひたい。

同時にまた、障害年金受給者で扶養家族のない者、こういう者は現行から比較すると非常に手薄くなつていくわけですね。手当の額が減つていくわけでありまして、こういうものに對するいろいろな要求があるわけでありまして、これに對してどう対処されるか。この二点について伺ひたい。

○政府委員(実本博次君) 第一点の障害年金の加給を受ける方々の受給者の実態でございますが、

これはこの制度が発足いたしました当初、大体平均一・五人の被扶養家族数であつたわけでございますが、それが現在軍属につきましては三・五人、準軍属につきましては三・七人といふふうなふえ方をしてまいっております。したが、いまして、発足当初一・五人と申しますと、ちょうど一人四八八円といたしまして、一・五人分で七千二百円の加算を一律にいたしましたわけでありまして、現状をいたしましては、先ほど申し上げましたように、被扶養者の数がふえてまいっておりますので、数に應じた扶養加給をつけるほうが実態に即しているということ、今回の改正に踏み切つたわけでございます。なお、これは援護問題懇談会からもそういう意見が出てまいっております。援護法においても、恩給法でやっておりますように、被扶養者の数で加給額をきめるべきであるといふような答申の線に沿つて今回の措置に踏み切つたわけでありまして。

それから第二点の扶養加給のもらえない者、つまりひとり者の方々については不利になるのではないかと伺ひたいと思ひますが、今回の改正によりまして、すべてベースアップが行なわれまして、一番少ない上がり方をすれば、八千円ということになつております。実額の補償といふことは十分考えながら今回の措置に踏み切つたわけでございます。

○大橋和孝君 非常に差が出てくるわけでありまして、さういふ点も将来はぜひ考えてもらわなければならぬ。幾らかの増額になつてはいるけれども、差は非常に大きくなるわけですね。やはりアンバランスをなくするといふ考え方からいけば逆行しているわけですから、こういう点は大きな問題じゃないかと思ひますから、特に注意してもらいたい、こう思ひます。

それからもう一つは、先ほど中沢委員のほうからも話が出ておりましたが、障害年金の受給の範囲を——これは最後のところを私はちょっと聞き漏らしたのですが、これは相当考慮してもらわなければいかぬ点じゃないかと思ひますが、これ

十分にはとれませんでした。若干でございますけれども、今後その趣旨に沿って増してまいりたい、かように思っております。

○藤原道子君 今年あまりとれなかったけれども、来年度は強い要望にこたえてぜひともこの点は要求が通りますように、ということ、日本の高度成長をささえているの中で婦人の果たしている役割は大きいと思えます。乳児は母親が育てるのが一番いいと言われますが、それができないところに問題がある。それならば、よりよき方向を念願するのは当然でございます。乳児保育は緊急な課題と思っておりますので、ぜひとも大臣の御努力をお願いしたいと思います。

それから、保育所の増設とともに、保育士の増員が問題になっております。この問題はどうかあまり進んでいない。特にいま大きな問題になっておりますのは保育士の処遇であります。その改正にあたりまして、公務員並みというようにすることで号俸の決定がなされたわけですが、ところが、これによりまして、施設長とか、主任保育士などは若干プラスになります。一番肝心の保育士の処遇が、四十六年度になりますと非常にダウンして、一号分ダウンする。こうして収入も千三百十八円がマイナスになるわけです。私はいまの時勢に待遇が低下される、所得が減ってくる、こういう決定がなされたことに納得がいかないわけですが、これに対して保育士の研修会とか、また週日は超党派の婦人議員懇談会がございまして、そこへも児童家庭局長にお出ましを願っています。いろいろ質問が出ましたが、局長は今年度中に是正をする、来年度はこれを一号俸くらい上げたいという御意思を発表されておる。はたしてそれができるのか、どういう方法でおやりになるのかというところを、非常に重大な問題でございまして、幸い大臣から直接に御答弁が願えることは、私、しあわせでございます。どうか全国の保育士たちも非常な心配をいたしておりますので、ひとつその方針についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 保育士のみならず、施設に働く方々の処遇を改善をし、充実いたしますことは、昨今の事情にかんがみて、非常に緊要である、かように考えまして、できるだけ三年間にその処遇を改善をいたしたい。そのためにいわゆる措置費の計算の基準になりますものを、三年間で大体公務員並みの給料の支払えるような、そういう基準をつくらうということで厚生省と大蔵省で作業をいたしたわけでございます。御指摘のように、特に保育士の処遇は非常によろしくないというところで、私も、保育士の処遇の改善というものは、これは重大だと、かように考えて指示いたしておいたわけでございます。予算の編成が終わりました後、よく最後にセツトしたものを聞いてみますと、いまおっしゃいますようなところが私の目にも入りまして、

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕
これはどうもよろしくないではないか、他の施設に働いておる保育士とまた基準が違うということも、まことにおかし。さうぞく大蔵省とお話をしまして、予算は一応決定したけれども、何とかこれは筋が通らない話だから、ひとつ折衝をし、協議をするようにということで、たゞいま折衝をいたしておりますので、本年内にはぜひこれを解決をいたしまして、御指摘のようなことのないようにいたしたい、私自身そう思って指示をいたしておるわけでございます。おそらく事務当局間で話し合ひはつくものと思っておりますから、つかなければまた私も交渉に当たりたいと思っております。

○藤原道子君 大臣からいまのお答えがございましたが、全国の保育士たち非常に心配なので、局長にもいろいろな場所でお説明はいただきたくれども、さらにその確約が私のお話によりまして、無資格者が保育士の中にある。これを込みで計算したらどうなつたんだ、こういうことではございまして、こんなばかげたことではないと思っております。そこに無資格者を認めて入れているから有資格者まで込みでこういうことをされるという、その計算の基礎もおかしいと思っております。いま

大臣からもそういうことのないように、年度内にはやる、事務当局が交渉しているから相当煮詰まったものと思うということでございますが、さらに局長からこの点を聞きたいことが一つ――時間がないからあらましかけなす。それと同時に、無資格者を将来このまま認めておいていく方針なのか。大事な子供さんを預かるわけでございますから、将来無資格者はなくしていくのになければ、いつまでもごたごたが絶えない。これに対しての考え方をひとつ伺いたい。現在一四〇くらい無資格者がいるということでございますが、これを解消して、保育士の位置づけをはっきりとしてみたいと思っております。

それから、もう一つは、保育士に必要になってきますが、保育士の養成計画というふうなものをもつこの際聞かしていただきたい。

○政府委員(濵美節夫君) 第一点の実態調査によりまして、毎年給与を改善しているところでありまして、保育士の格づけが一号俸下がっております、三年後でございますが、その点につきましては、大臣からも強い御指摘もございましたし、私自身もいたしまして給与改善の予算化を実現するためにやむを得ない措置であった、その当時思つたのでございまして、そういうわけにはいかないというふうなこともございまして、いま大臣がお答え申し上げましたように、この点につきましては、保育士の今後の士気にも関係があるというふうなことで、最大の努力を払ひまして、できるだけすみやかな機会に、三年後というところでなし、年度内でもこの格づけの是正をはかりたい。目下懸命な努力をしておるわけでございます。大蔵省の関係の向きにおきまして、その点については、十分好意的に御配慮をいただいております。ただ、十分好意的に御配慮をいただいておりますが、まだ確定的な段階に至っておりません。しかしながら、最善の努力を払って、大臣の御答弁のような方向に進んでいきたい。かように思っております。

それから、第二点の無資格の問題でございますが、実は実態調査の際におきましては、約一四〇の無資格の保育士がございまして、これは実は数年間の無資格の状態がだんだんと通減しておることは事実でございます。したがって、この一号俸格づけの改善を行なうということ自体におきましても、無資格者の解消には非常に役に立つ、かように思っております。と同時に、私も事務当局におきまして、毎年、保育士養成所の数を二十校ないし三十校くらいふやして、その養成に当たるところの保育士試験におきましても、県によりましては、従来、年一回というところもございましたが、これをともかく少なくとも二回以上やると、保育士の確保につとめる、かように指導しておるところでございます。したがって、無資格の保育士におきましても、こういった機会を十分に活用されるようにして、その無資格の状態を解消するということに進んでまいりたい、かように考えております。

○藤原道子君 それからもう一つ。いままでどこの給与改定でも、現在よりダウンをする格づけな人というのをおかしいと思うのであります。保育士の仕事の内容がいろいろと変わってきて、非常な問題だと思っております。この点今後大蔵省も折衝に当たって年度内に――どうも局長のいまのお話ば、少しこの間の話よりも弱いように聞こえますので、年度内にこの点を解消してほしいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○説明員(辻敬一君) 保育所職員の処遇の問題は、御指摘のとおり、重要な問題でございます。四十四年度予算におきまして、その給与改善のために、特に十二億六千七百万円という金額を計上いたしておりますところでございます。ただいま御指摘の問題は、措置費の積算の基礎となりまして給与単価の問題でございまして、厚生省、大蔵省、自治省、三省共同の実態調査の結果に基づきまして算出した単価なのでございまして、この格づけによりまして、個々の保育士の給与の格づけが現実規制されたりあるいはまた給与の引

九

き下げが行なわれるというような性格のものではございません。しかしながら、この点につきましては、厚生省とも相談をいたしまして、予算執行上の問題といたしまして、検討してまいりたい。かような考えでおります。

○藤原道子君 個々の問題ではないといつても、現実には保母の給与がこうなることは事実です。ですから、私は、厚生省だつて有資格者と無資格者を分けて規定づけるべきだと思つて、これは込みでやるからこういうことになる。私はその点非常に不満でございます。でございますから、大蔵省もこの点お考えいただきまして、なるべく早急に……保母さんにはプライドもございませぬ。いま、こんなに骨を折つて働いていて給料を下げられるなんていうべらぼうなことにはございせんので、早急な是正を大臣お願いいたします。いかがですか。よほどしつかりしてくれなければだめです。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほど申し上げましたとおりでございます。

○藤原道子君 それから、このごろたいへんお母さんたちの仕事場の関係で、お迎えにくるのがおそくなる傾向があるのですね。ですから、保母さんが非常に過重労働になつて居るのです。こういうところも十分お考え願ひまして、非常に過重労働になるところは交代して時間の延長をはかるとかなんとかしなければ、そういうことが全部保母の過重労働で済まされていくというところは非常に問題だと思ひますので、この点もひとつ考慮してほしいと思ひますが、いかかでございますか。

○政府委員(澤美節夫君) 御指摘のとおりと思ひます。したがひまして、これも毎年給与の改善とともに、保母さんの受け持つ児童の数を減らしていくというひとつの大きな方法でございますので、その改善につとめてまいりまして、本年度におきましては、三歳児の保育につきましては、保母さん一人につきまして、従来二十五人の子供を持つていたのでございますが、これを二十人の子供を受け持つというふうに改善したところでござい

まいますし、また、特に社会的な要望が強い乳児保育というふうな制度も起こしまして、このような保母さんの就業条件の改善に進んでまいりましたが、さらにこういつた点につきましても努力してまいりたい、かように思ひます。

○藤原道子君 その点につきましては、児童福祉法の精神にのっとりまして、万遺憾なきよう今後の努力をお願いいたしておきます。

○藤原道子君 私は、この際食品問題について御質問をいたしたいと思ひます。

まず、厚生省設置法第四条には、厚生省は国民の保健に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関である、この規定されております。そこで、私が伺ひを申し上げたいと思ひますのは、最近、食生活の高度化と食品の多様化で、飢餓と貧乏のどん底にあつた二十年前の食品衛生法制定当時の社会情勢とは著しく異なつてきた状態にあることは、御案内のとおりでございます。いままでは、衛生面だけに目を向けてきた過去の食品行政を、これから国民生活優先の姿を明らかにして、健全な食生活の確保と不良食品の排除へ転換すべき緊急の時期であると、私はこう考えます。

日本社会党におきましても、あらゆる機会にこれを主張し、その毒性の人体に影響するところ、また胎児への影響等を指摘し、その対策を要求してきたのでございますが、きょうまでなかなかやらす、そのまま放置されてきたことはまことに残念でございます。今日、各方面においても食品に対しての不安が頂点に達して居るといふことも過言ではございません。厚生省はじめ各省庁とも、きょうまで業者保護優先とも言える態度でできたことは、まことに遺憾であります。この際食品の安全と衛生についてどのような対策を持つておいでになるか、まず、この点からお伺ひをしたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤昇君) 御意見のとおり、厚生省といたしましては、国民の健康を守るということがとにかく厚生省の使命でございます。したがひまして、健康を守る上に食品というものは非常に重要な役割りを果たして居るわけでございまして、国民の健康を保持するという見地から、毒性はもちろんのこと、不良食品、健康に害あると認めらるるものにつきましては、厳重に規制をしてまいりたい、かように思つて、食品衛生法が制定せられまして以来、十一回でございますが、関係省令等の改正をいたして今日までまいつて居るわけでございまして、今日も、なおそういった考えから、あるいは添加物について、あるいはまた標示の方法、あるいはまた事柄について検討を進めまして、健康の保持にとめるように努力をいたしたい。かように思つて居るわけでございまして。

○藤原道子君 私は、この際非常に大きな問題になつております添加物の洗い直しをしてほしいと思ひます。現行食品衛生法は、大体一九三八年に制定されたアメリカの法律を参考にしてきたものというふうには私は聞いております。ところが、その後、アメリカでは数回にわたつてこの改正が行なわれております。日本においても、サリドマイドの発生以来、国民も薬品とか、食品添加物に対して非常に関心と不安を持つて居ります。以前に許したものでも再点検すべきときではなからうか。年次計画を立てて必要とする予算を大蔵省などに強く要求して、まず添加物の再点検をしていく、こういう御意思はありではないでしょうか。

○政府委員(金光克己君) 食品添加物の再点検の問題でございますが、御承知のように、添加物の非常に数が多いございまして、そういう意味におきまして、添加物につきましては、厚生省としましては、非常に重要視して居るわけでございまして、非常に重要な問題でございます。特に毒性試験につきましては、慢性毒性というものが最近非常に大きな問題になつて居るわけでございまして、そういう意味で、以前におきましては、たと

えば毒性試験三カ月というふうな動物実験でございましたが、最近二年間の慢性毒性検査をするというふうな方法にいたしまして、逐次点検をいたして居りまして、そういうことで、たとえばタール色素等につきましても再点検をいたしまして、すでに従前許可しておつたのを削除したというふうなこともして居るわけでございまして、いづれにいたしましても、食品添加物については、やはり最小必要限度にとどめていくべき筋のものとかように考え、また、さような方法をとりまして、そのような考え方で強化して、十分点検をしてまいりたい、かように考えて居る次第でございます。

○藤原道子君 私は、どうもやつております、やつておりますと言つても、一向に国民にびんときていない。最近問題になつて居りますサリチル酸等につきましても、外国ではすでにこれを禁止して居るんです。ところが、日本ではこれを許可して居るんです。これはまことに理解に苦しむ、そういうことはほかにもありますが、一つの例といたしまして、この点まことに理解に苦しむ点でございますが、これはどういふふうな解釈を以ておいて居るのでしょうか。

○政府委員(金光克己君) サリチル酸の問題につきましては、私どもの立場でも研究はいたしておるわけでございまして、長年の間日本におきましてこれを酒等に使つて居るわけでありまして、研究の結果におきましては、その使用量の基準をきめまして、安全性は守つて居るわけではございませんけれども、やはりよりよいものに切りかえていくということが必要であるというふうな考え方を持つて居るわけでございまして、そういう意味でサリチル酸にかわるべきよいものを開発する必要があらうというふうなことで、業界におきましては、研究はされて居りますが、最近におきましては、まずある程度期待の持てるようなものも出てまいつて居りまして、国としましては、そういうものの開発を推進して、早くかわりのものができ

こういうことに対して、お考えになつたことがあ
るでしょうか。

○政府委員(金光吉君) 食品の安全性を期する
ための検査でございますが、これは御承知のよう
に、食品衛生法に基づきまして、第一義的には都
道府県と、それから政令市がこれを扱つておるわ
けでございます。そういう立場で、果あるいは
政令市におきましては、食品衛生監視員というも
のをつくつておりました。なお、試験研究所もあ
るわけでございます。そういうことでございませ
て、食品衛生法に基づきまして、必要に応じて収去
検査を行なつて点検をしておる、かようなことで
安全を期しておるわけでございます。

○藤原道子君 政令市各県がやっておる、こうい
うことで厚生省の責任は逃れぬ。指導監督は厚生
省でしよう。たまたま氷山の一角としてこれが摘
発された。われわれは、それを知らずに飲んでい
るのですよ。身ぶるいがするよな思ひがいたし
ます。こういう点について、私が言わんとします
ことは、この際食品に添加物の標示をしてもら
いたい。加工食品に全部標示をして、国民が安心し
てこれが食べられるように、なるほどこれにはこ
れだけのものが入つておる、これにはこれだけの
ものが入つておるといふような国民にめどを与え
なければ、何にも知らずにこうしたものを食べさ
せられておる国民というものは、まことに悲惨だ
と思ふ。かつて、私は、サリドマイドが被害があ
ると、諸外国でこれを禁止して、接収したという新
聞を見たので、日本でもサリドマイド睡眠剤は収
去というのですか、収去すべきじゃないかという
ことを当委員会では言いました。日本ではまだ被
害が起つておりません、あまり自立つておられ
せんので、いろいろな答弁が厚生省からなされ
て、一年放置した。もし、諸外国が禁止したとき
にこれを禁止しておりましたならば、日本のサリ
ドマイド児の悲劇は三分の一くらいで押えられた
はずなんです。今日の医学は、最近出生する心身
障害児は、妊娠中に原因がある。妊娠初期に三
〇%、周産期に六〇%の原因があるということ

専門家が発表しておいでになります。そういうと
きに、わけのわからないものを食べさせられる、
これが胎児に影響がないとはいえない。私は、か
つてのサリドマイドのときに、ほんとうに涙を流
してここで言つたけれども、厚生省は取り上げな
かつた。それで、今日、国民が非常に不安を持つてお
る。だから、今日、国民が非常に不安を持つてお
るときでございまして、この食品の添加物はど
うわけきびしく規制をしてほしい。たとえば外国
の例をあげますと、アメリカあたりでは、人造
肉のときには肉を含まずとはつきり書いてある。
日本の肉は一体どうなつておりますか。あるいはハ
ムとは豚肉でつくつたものをいう。ところが、最
近、ハムはいろいろなものでつくられておるとい
うことを私は聞きます。したがつて、大胆率直
に、これはこういうものでできている、どうい
うものを添加して、使用しておるといふこと
を標示すべきだと思ひますが、いかがでございま
すか。

○国務大臣(斎藤昇君) おっしゃいますように、
たとえば添加物の基準容量をきましても、それ
を守らない業者をどうするかということが第一点
だと思ひます。これは、監視員その他の職員を督励
をいたしまして、できるだけ随時抜き取り検査を
やつて、そういう法を守つていないものがあるか
どうかというのを監視する以外に道はないと思
ひます。食品に添加物その他の標示を
どうかというのを随時検査、監視をしなければ
ならぬわけでございますから、標示がこうなつて
いるからといって安心はできません。したがつて
、そういった監視網というものを十分確立して
まいらなければならぬと思ひます。ただ、標示を
するに、先ほどおっしゃいます、使用者の
方々もまたいろいろと、先ほどおっしゃいました
相乗作用というのものもありましようし、あるいは
肉であるのか、人造肉であるのかというのを明
瞭にしておいたほうが、使用者に便利なおこともあ
るだらうと思ひます。そういう意味で、今後でき

るだけ標示をしなければならぬ品物をふやして
まいりたい、かように思つております。近く包装
された食品には、いまおっしゃいますような事柄
を標示をさせるように関係法令を改正をいたした
いと、かように考へております。

○説明員(吉田文剛君) ただいまの食品の標示に
つきましてお答えをいたします。

私も公正取引委員会といたしましては、景表
法——不当景品類及び不当表示防止法に基づきま
して、不当表示は禁止しておるわけでございます
が、特に商品の表示につきましては、公正競争規
約という業界の自主規制がございまして、それを
くろのを指導しておりますが、その指導をする際
に、全部成分であるとか、製造年月日、あるいは
また、原材料とあわせて、食品添加物を全部
標示させる。人工甘味料であるとかあるいは人工
着色料、あるいは人工香料、人工香料というよう
なもの全部標示をさせるといふように指導いた
してあります。現在まで公正競争規約は、食品に
関しましては八件でございまして、その中には
全部そういうことの標示を義務づけるようになって
おります。そのほか、排除命令でもって不当表示
を規制する場合があります。標示してないこ
とが場合にございまして、たゞ上白糖——お砂糖とい
いながら、中に人工甘味料が入つておる場合に
は、これは人工甘味料の標示をしろというふう
に排除命令で指導をいたしております。

○藤原道子君 それは、これからやるのですか、
いまやつておるのですか。

○説明員(吉田文剛君) 現在までもやつておりま
す。これからはそういうことで指導してまい
つてもございまして。

○藤原道子君 標示をしてもごまかす者もいるで
しょうが、標示しておれば検査もしやすいわけ
です。国民も安心して食べられる。そういう点
でぜひこれはひとつ誠実に履行していただきたい
食わされているのだからわからない。おそれる

んのおさん方も毎日不安にかられておると思う。
全国民の保健衛生の立場からも、ひとつこの点
ぜひ実行していただきたいと思ひます。
それから、どうも見ておると、業者保護とい
う面がいつも優先するのです。私は、この間、衆議
院の物価問題等に関する特別委員会の議事録を拜
見いたしました。ココロラが問題になつたとき
に、あれに使つておる燐酸とか、カフェイン、こ
ういふものが問題になつておるようございま
す。しかし、われわれも子供には、なるべく飲ま
さないように努力しておりますが、きょうはど
こでココロラ二本飲んできたというので、
子供がお友だちの家へ行つて、ココラが出ると、
つい飲んじゃうわけ。それが審議されたとき
に、会社で——きょうは時間がないので、そろそ
ろサインが来ると思ひますので省略いたします
が、局長のお答えの中に、カフェインをどこで
取つておるかというふうなことが問題になつた
ときに、十七条「必要があると認めるときは、」
去し、また検査する、報告も求めることができる
ようになつておるはずだけれども、会社が拒否し
た場合には、できないのだと、会社が言うことを
聞かないからやれないのだということを言つて
らっしゃる。その解釈は、非常な危険が予想され
るという前提のもとに収去検査ができるのだ、こ
ういふふうにお答えをいらつしやる。この質疑答
をすつと見ておりますと、そんなに弱いものかし
ら、非常に危険ということ、死ぬかどうかしな
ければだめなんでしょうか。これだけ大きくなつ
ておるときには立ち入り検査等もできてしま
るのではないと思ひますけれども、そういう答
弁を見ておると、これから前向きにしっかりと
すと言われても、何らか私には不安が残るのです。
お考えを伺いたい。

○政府委員(金光吉君) カフェインの出所の問
題に關連いたしましたところ、ココロラの会社から実
情を聞きましてお話しすることはできないというこ
とでございまして、これは、過去二回ばかり事情

をお聞きした場合の結果としてそういうことでございまして、私どももいたしましては、やはり十七条で相当に取去して検査する必要があるという根拠がある場合に取去するわけでございます。それからまた、いろいろ報告も求めることができるわけでございますが、ただ、普通の場合においては、これは企業の秘密だと言われた場合には、なかなか強制的にはその報告を求めることはむずかしいというお話を申し上げたわけでございます。しかしながら、食品衛生を進めております上において、どういった材料を使ったかというところは、私もどもとして、ぜひ知りたいところでございます。私ども、私自身も直接会社側とも話して、その実情は明らかになりたいということで、いま話し合いをしておる状況でございますので、近くできるだけその点は説明をいたしたい、このように考えております。

○藤原道子君 時間がなくなり残念ですが、とにかくココロラに対しての疑惑はすいぶん大きいのですよ。ちまたでは、最近厚生省が弱腰なのは自民党の有力者が関係している会社だから手が出ないのだ、こういうことさえもしややかに流布されている。私はそういうことは信じたくないのです。あくまでも法は厳正であるべきだと、こういうふうに思います。そこで、初めはコカ樹からとるのがコーラとか何とか、このごろはお茶からとることがわかってきた。外国から来ているといわれながら、外国からは入っていない、これを見ると、そうしてインドからくず茶が来ているから、それでやるかという、そうでもない。そうすると、静岡のお茶だとかいうことが問題になっておる。それから燐酸の問題にしても、外国ではいろいろ検査しているのです。子供の歯がぼろけるとか、あるいは麻繩がぼろけたというところを、イギリスやイタリイ等においても実験しているのです。これだけ騒がれているときに、これに對してこの酸をクエン酸と変えることができないという理由はどこにあるのかということ、非常な疑いが国民の中にもうはいとして起こっている

ということをきよは申し上げまして、ぜひ立ち入り検査もできるはずだし、企業の秘密だと言われれば、あなたが秘密をばらさなければいいのですから、とにかくそういうところは徹底的に調査して、国民の安心を得るようなことを強く要望しておきたいと思っております。

さらに二、三点、昨年技術表示とか、いろいろ厚生省でやろうとされたけれども、設置法を変えなければならぬというふうなことにぶつかって、危険防止を政令、省令の改正でやる、こういうことだったと記憶いたします。ところが、七月一日の予定が延びて七月十五日を予定しているというふう聞いていますが、これは実行できるのでしょうか。

○政府委員(金光吉君) 何日とははつきりしたことは申し上げられませんが、できるだけ早く改正をいたしたいということで、現在作業を進めております。

○藤原道子君 厚生省のできるだけ早くは、あまり安心ができません。この問題は、命に関する問題ですから、ほんとうにできるだけ早くやっていた方がいいと強く要望しておきます。

そこで、物価特別委員会の消費者保護の附帯決議に對して企画庁がやることになっておるといふようなことを答弁された、あるいは企画庁では厚生省が乗ってこないといっているとも聞いておりますが、一体これはどうなっているのですか。事實は一体どうなのか。私は、食品問題が各省庁にまたがっているために、責任ののれ口実になつておるように思う。したがって、この際、法律と行政の整理をして、厚生省設置法にあるように、厚生省が責任の省である、こういうことを明確にすべきと思いますが、この点はどうでございますでしょうか。

○国務大臣(斎藤昇君) 厚生省は消費者保護の立場から、さらに何と申しますか、先ほどおっしゃいました国民の健康の保持という立場から厚生行政をやっているわけであります。この消費者保護行政といいますが、非常に幅が広く相なります。

助長行政もありますし、また物価、価格の問題もありますし、なかなか広いわけでございます。したがって、消費者保護という見地から、すべてのものを一つの機構にまとめるということ、非常にむずかしい問題だと思っております。せつつか企画庁を中心に検討をしております。また、私どもは企画庁の案がよければ、これに賛成するに決まっております。しかし、それが国民の健康を保持するという面に役立つという面においては、私どもとしては決して消費者保護行政を統一することにはやぶさかではないわけでありまして、ただ、健康保持と全然無関係な消費者の保護を私のほうでもしやれというふうなことになった場合には、とてもやるだけの自信がないということだけは申し上げておきたいと思っております。

○藤原道子君 そんなことは言いませんよ。ところが、やることをやらないから問題になる。これを強くやってもいい。

これ企画庁では、そういうことを私が聞いたのは、それでよろいか、どうなんでしょう。

○説明員(小川清君) 企画庁といたしましては、いまおっしゃられました御趣旨は統一食品法というふうなものと存じますけれども、当面は食品衛生法、農林物資規格法などの関係法令の改正、あるいはまた運用の強化というふうなことで、現制度の改善でできるだけ統一食品法のいわゆる意図に即するよう、各省と十分連絡をとってやってみよう、こういうふうな考えでおります。一方、長期的には国民生活審議会の下部機構でございます消費者保護部会、将来の措置としては食品法ともいふべき必要性についても検討すべきであるというふうなことも言っておりますので、この点も現在まだ下のレベルでございますが、検討はいたしております。

○藤原道子君 私、もうこの際食品法に踏み切るべきだと考えておりますが、いま、たまたまそういうことが出てきた。前向きでひとつ厚生省と十分協力して、国民の食生活が守られるように御

努力を願いたい。

きよは時間がないので、そこで、食品について現在年間五百億円ぐらいの輸入があるように私承っておりますが、このばく大な輸入食品を検査いたしますものはわずか三十名。三十名でこれだけばく大な食品の検査はできません。日本よりもっとゆるやかな国もあるでしょう。また、過日も私の求めましたイチゴジャムが変なものがあつて――世間的にも問題になりましたが、こういうことは、五百億を上回るような輸入食品に對しては、三十名の検査員で検査ができるはずはないと思っております。したがって、ほんとうに国民の生命を尊重するならば、もっと検査員をふやします。いま抜き取りで五割にも及ばないような検査と聞いておりますけれども、その問題は、人員をふやすことは必要なんだろうか、また、必要とするならば、どうしてこれをふやすことができないのか、予算上の問題があるのかどうか、その点をこの際明確にしたいと思っております。

それから諸外国で許可しているものと、日本で許可しているもののデータをあとで出してほしい。

○国務大臣(斎藤昇君) 輸入食品が最近二十年あるいは五年間とってみても、非常に件数がふえております。したがって、現在三十名の監視員ではなかなか十分な監視ができません。したがって、来年度は相当人員を増加したいと考えております。しかし、御承知のように、人員の増加がなかなかむずかしいことは、御承知のとおりであります。しかし、国民の健康保持に欠かべからざる人員はどうしても要求いたさなければなりません。御趣旨におこたえをいたしたいと考えております。

それから、食品添加物等において日本では許しているが外国では許していない、外国では許しているが日本では許していない、いろいろなものがございますが、できるだけ御趣旨に沿うような資料をつくって差し上げたいと思っております。

おりますが、まず、創立の経過について述べていただきますと思います。

○政府委員(湯美節夫君) 御指摘の鹿児島県所在の「オレンジ学園」でございますが、これは児童福祉法に規定しますところの重症心身障害児施設でございます。これが昭和四十一年に認可になったのでございますが、この経営主体の社会福祉法人「たかね会」でございますが、この会は、その前にすでに精神薄弱児施設を経営しております。さらに同園長——理事長でおられる松下兼知先生におかれては、その以前から精神科、内科の病院を経営されておる、こういう事情でございます。当時重症の心身障害児に対する施設が非常に不足してございましたから、そのような経験を生かされて、全国では、民間の施設といたしましては、第四番目の「オレンジ学園」を昭和四十一年に開設された、こういうふうな経過でございます。

○波谷邦彦君 国から幾らお金が出ておりますか。

○政府委員(湯美節夫君) 国からは施設の整備費に對します国庫補助といたしまして、昭和四十一年度に百床のベッドを整備するという事で四千三百七十八万八千円補助をいたしております。さらに、その運営につきましても、児童保護措置費を、法律の規定によりまして、支出しております。

○波谷邦彦君 おそらく、それだけの国としての支出をしているという事は、要するにそうした社会福祉施設としては理想的なものをつくろう、こういう含みがあったらうと私は思うのです。現在も、愛知県をはじめとして二方面に、数十億の予算でもって、コローニーの建設がいま進められておるわけでありませうけれども、この「オレンジ学園」なども、まずその先駆として、そういう趣旨のもとに国としても本腰を入れて援助したと、こういう経過があるならうと私は思うのであります。まず、設立にあたって一番問題になりますことは、許可基準でありませうけれども、その条件

にその当時合致しておりましたかどうか。

○政府委員(湯美節夫君) 社会福祉法人「たかね会」からの申請によりまして、その基準に合致しておるといふことで、この施設の認可をいたしたわけでございます。

○波谷邦彦君 現在のその基準を持続的に満たしておられますか。

○政府委員(湯美節夫君) 設備の関係につきましては、認可いたしましたときの状況と同じでございます。その後、百ベッドばかり増床をいたしておりますが、その増床分につきましては、基準は、もとよりこれは守っておるわけでございます。ただ、職員につきましては見ますと、医療法に定めるこれは病院の性格を持っておられますが、職員のうち、たとえば医師につきましては、医療法に定める基準よりも若干下回っておるよう報告を受けておるわけでありませう。

○波谷邦彦君 そこまでおっしゃっていただいたならば、職員構成をきちんとおっしゃってくださいますか。

○政府委員(湯美節夫君) 鹿児島県の報告によりますと、医師が十一名、このうち常勤が三名でございます。医療法の規定によりますと、十三名が必要でございますが、二名ばかり足りないということであろうと思っております。看護婦、看護助手合わせまして五十名でございます。ベッド数が二百ベッドでございますから、医療法に定める基準には該当しているわけでございます。

なお、私どももいたしましたけれども、このような重症心身障害児施設につきましては、看護婦なりあるいは保母、児童指導員、保母助手、こういった職種のもの全部を合算いたしまして、子供の数に對しまして二対一、子供の数二に對しましてこのような介護職員を一つのことと配置するように指導しておりますが、その数からまいると、看護婦、看護助手、児童指導員、保母、保母助手を合わせますと、約二・一対一ということになります。その点におきましても、多少基準を下回る、かように見受けられます。

○波谷邦彦君 いまの御説明によりますと、医療基準を満たしておるといふお話でございますけれども、たとえば、いま常勤の医師が三名と、こうおっしゃった。その三名になったのはつい最近だということをお伺いしておるんですけれども、いかがでございますか。

○政府委員(湯美節夫君) この常勤の三名の方々には、年によりましていろいろと交代をしておられるようでございまして、一時はそれよりも少なかったという報告がございますが、昭和四十三年九月以来は、常勤の方は三名でそのまま勤務をしておられる、かように鹿児島県からの報告は参っております。

○波谷邦彦君 そうしますと、四十三年の九月まで、創立以来、常勤の医師は一名ということでございますか。

○政府委員(湯美節夫君) 鹿児島県の報告によりますれば、昭和四十三年の九月以降常勤が三名である、それ以前は一名のときもあつた、かような報告でございます。

○波谷邦彦君 鹿児島県の児童家庭課長が鹿児島県会に述べられた内容を全部持っているんですけれども、その課長が言われた、要するに一つの裏づけと申しますか、によりまして、認可基準による職員構成というものは条件を満たしてない、こういう結果になっているわけでありませうから、たとえば保母の場合でも、有資格者、無資格者、見習いと、こういう三段階あるわけでございませうけれども、その辺の取り扱いはどういうことになるのか。つまり無資格者でもよろしいのか、あるいは現在見習い中である者でもよろしいのか、そのバランスは、一体どういふ割合になるのかという点について述べていただきたいと思つております。

○政府委員(湯美節夫君) 保母のお話が出ました。報告によりますと、資格を持って保母さんよりは保母助手のほうが相当多いということでございます。もちろん、この点につきましては、私も有資格の保母を確保するようには指導しておりますが、たいへん確保がむずかしいという

問題もありません。

これは蛇足でございますが、たとえば東京にございませう島田療育園あるいは秋津療育園というような民間の経営されております重症心身障害児施設等につきましても、やはり保母の確保が非常にむずかしく、私も常に指導しておるわけですが、非常にむずかしい。秋田県からいわれる「おばこ天使」というような保母助手のような方々も来ていただきました。その充足にはつとめておるわけでございませう。しかし、いずれにいたしましても、資格のある保母を採用していただくということに御努力を願わなければならぬことは、当然であるわけでございませう。

○波谷邦彦君 そうしますと、無資格者、見習いでも、その状況に依りては万やむを得ないという考え方に立って、保母としての扱いを正規の保母と同じように受ける、このように判断してよろしいんですか。

○政府委員(湯美節夫君) 資格を持った保母、それから保母助手、それに看護婦、看護助手、児童指導員、こういった方々の職種を全部集めまして、こういった方々が直接子供さんの介護をするわけでございませうから、その子供さんのお世話をする人が子供二人につきまして一人になるように指導しているというのが現状でございます。残念ながら、この「オレンジ学園」につきましては、保母助手が保母よりも数が多いというふうなことで、この点については改善をお願いをしておつたところでございませう。

○波谷邦彦君 園長の談話が載っておりますけれども、改善すべきところは改善したという言明があるんです。しかし、いま局長のお話ですと、必ずしもそういう方向に現在いっていない。何回かそういう行政指導をされて、なおかつ、認可基準を満たさない場合には、どういふことになるんですか。

○政府委員(湯美節夫君) 先生も御承知のように、こういった施設に入っておりますところの子供たちは、手足も動かない、あるいは知恵も非常

におくれている、御飯も自分じゃ食べられない、大小便も自分でできない、いわば生死の境をうろついているというふうな、非常なむずかしい子供でございます。したがって、私ももといたしましては、正規の看護婦あるいは正規の保母で介護するように望んでおるのでございますが、何せ非常にむずかしい仕事でございますので、この種の職員も、相当むずかしい仕事というために、職場を変える、交代をするというふうな問題も現実には出てくるわけでございます。したがって、そのように資格を持った方々の確保をお願いをしておりますが、なかなかそれがむずかしい、常に指導はしておりますがむずかしいわけでございます。そういった仕事の重要性も考えまして、全部が全部保母でなければならぬというふうなことにしなければならないか、かように思っています。

○渋谷邦彦君 保母がなかなか来手が無いというお話については、いま、それなりの理由を開陳されたわけでございますけれども、よって来たところの基本的な原因はどこにおありになると思えますか。

○政府委員(渥美節夫君) いま申し上げましたように、たいへん仕事自体がむずかしいということと、それからやはり考えてみますれば、このような重要な仕事に対して、私も常には努力をしております。でございますが、国の予算の補助のしかたがまだまだ足りないのではないかと、かように思っております。なお、同時に、非常にベッドが少ないのと、やはり民間の方々のまだ御理解がなかなかむずかしいというふうな点で、非常にむずかしい環境の中でこういった施設を運営している苦勞を十分私どもは今後とも応援をしていかなければならない、かように考えております。

○渋谷邦彦君 結局は、仕事もむずかしいということもございましょう。ただ、抽出的に現地に於いて調べてみますと、やはり単純な考え方で保母を志願したという人はあまり多くはない。ただお金をもらいたいというふうな単純な考え方を持っ

ていない、やはり保母としての使命感と申しますか、あるいはやはりそうした施設において誇りを持った仕事をしたいというものが共通した意見であったというふうな、私も現地の報告を聞いておるわけでございますけれども、そうなりますと、いまの話とはだいぶ趣が異なっております。そういう人がいる限りにおいては、あなたがちの仕事がむずかしいから来手が無いということには、ちょっとその結論を急ぎ過ぎることにはなりはしませんか。やはりそれなりの背景をいまいしよるか、理由づけというものがほかにあるように感ずるわけですか。やはり人手が足りないことによつて、いま二対一ということの原則をお話されましたけれども、それが充足されているときには運営そのものも、実際のめんどうというものも理想的な形態でいくかもしれません。けれども、非常に勤務時間等も過酷である、酷使されているというふうなこともあるようございまして、その他学園そのものの運営について問題があるというふうなことが結果論としては指摘されるのではないかと。非常にやめる人が多過ぎるんですね。この三、四年間の間に数十名以上の保母が交代しているということがあるようございまして、けれども、これなんかはどうなんでしょうか。ちょっと激し過ぎるような気がいたしますけれどもね。

○政府委員(渥美節夫君) 私どもが報告を受けましたところによりまして、施設がございましてから昭和四十四年六月までに、保母さん二十三名がやおめになつておる、交代されております。この中でやはり結婚によるもの、あるいは希望退職というものが圧倒的に多いわけでございますが、先ほどちょっと触れましたように、私も、こういった施設を指導している者としていたしまして、やはり民間の施設におきます退職者というものは相当多いわけございまして、特に「オレンジ学園」の退職者が他の施設に比べて非常に多い、むちゃくちゃに多いというふうなことではなからうと、かように考えております。なおこういった点につきましては、さらに鹿児島からの詳細な

調査による報告が後刻まいるといふふうに聞いております。

○渋谷邦彦君 その際の結婚という問題については、これはやむを得ないとしても、希望退職という非常に聞かえがたいんです。ただ、今後の先々の問題を考慮した場合に、当局として当然その人の意識調査なんというものもときには一画的にやるといふことではなくして、ときに施設の内容及び内容だけにやるべきではないか。そうした点から新しい問題点を拾い上げて、やはり全体観に立った、今後の社会福祉全般の問題の検討というものをやるべきではないかと思つて、今度あたりはどうかと思つて、

○政府委員(渥美節夫君) 確かに、保母の交代が特にこのようになつていく施設におきましては多いというところには、いろいろな理由があるかと思つて、その点につきましては施設長会議その他でも議論をしております。ございまして、いずれにいたしまして、こういった看護婦さんあるいは保母さんが定着して働くことができないような環境づくり、それに対する国の援助というものがどうしても必要であるかと、かように私は考えております。

○渋谷邦彦君 とまあ、こうした職員構成、いわゆる最低基準を満たさないというところにある問題の発生というものがございまして、過般の中央学院の場合でもやはり共通した問題点が指摘されているわけでございます。ただむずかしい、やりにくい、不可能であるというふうなことは、一向にこれが前向に解消されていかない。これはもう言わずもなだと、私は思うわけでありまして、やはりここで基本的な保母なら保母育成の問題というものを考える必要が当然起り得る。それにはそれなりの教育施設というものがあるか、それにはそれなりの教育施設というものがはたして充足されているかどうか。看護婦の問題についても、当委員会ではしばしば問題にされてまいりました。けれども、こうした特殊児童あるいは心身障害児を扱う場合、やはり全体の患者の教に見合うだけの教というものは常に確保

しておかなくちゃならぬということは、もう当然の課題だと私は思うんですね。はたして現在入院しているものと、それからいわゆる潜在患者を含めて、潜在患者がいくつ重症患者になるかわからない。そういう可能性も十分あり得るわけでございますので、そういう可能性も踏まえた上で、現在こうした保母の養成あるいは看護婦の養成というものについては、いままでも問題にはなつたとしても、特に保母だけにその焦点をしばつてお答えいただきたい、こう思うわけでございます。

○政府委員(渥美節夫君) 確かに、御指摘のように、児童福祉施設の整備というものは、保育所もそうでございますが、いろいろな面におきまして緊急に整備することが必要でございます。なかなか重症心身障害児につきましては、まだ施設に入所を必要とする子供たちに対しては、約四分の一程度しか整備がされておられません。そのような観点に立ちまして、こういった施設の拡充に伴う保母の確保というものは最大の問題でございます。私も私どももいたしまして、まず保母の養成機関、これを拡充しなくちゃいけないということと、今年末におきましては、保母の養成施設二百二十一カ所と拡充してまいりました。これは、毎年約三十施設以上の拡充のテンポでございます。このようになつてまいりたい、かように思つております。

それから次に、保母の資格を得るためには、御承知のように、都道府県の保母試験という制度もございまして、したがって、都道府県の保母試験の回数もふやしてもらう、県によりましては年一回の試験を実施するという県もございまして、こういった県に対しては、特に二回やつてもらうように要請をしております、そのような方法も講じておるところでございます。さらに、何といひましても、やはり保母さんが働かれる環境と、その労働条件がよくなるということが保母を志向する女性をふやすわけでございますので、私もいたしましては、児童福祉施設で働くところの保母さんのそのようない

就労条件、労働環境、こういったものをよくする
ように、これは毎年努力をいたしまして、多少の
前進を示しておるわけでございます。

○波谷邦彦君 これは、もう当然厚生省でも努力
されたことだろうと私は思いますけれどもね。内
容が非常に重要な要素を含んでおるだけに、これ
は早急に、そしてまた強力に推進をせねばなら
ない問題ではないか、こう思います。

それから関連して、看護婦の問題にいたしまし
ても、実際、正看、准看、見習というものを入
れた場合に、正看は非常に少ない。しかも、この学
園の代表者の方は、「福山病院」の院長ですか、理
事長を兼務されていらっしゃる。その「福山病院」
の看護婦が「オレンジ学園」のいわゆる看護婦と兼
務しているという事実があるそうでございませ
うけれども、その問題についてはいかがでござい
ますか。

○政府委員(瀧美節夫君) 鹿児島県の報告により
ますると、この「オレンジ学園」が発足当時にお
きましては、やはり人を確保するという点から、兼
務をしておったという報告がございまして、現
在におきましては、そのようなことがないという
報告をもらってるところでございませう。

○波谷邦彦君 私は、責任ある立場の方からの答
弁でありますから、それ以上の真偽についてはと
やかく申し上げたくございませぬけれども、ただ
通り一べんの報告をそのままのみにしていいの
かどうか。なぜ、こうしたような問題が起こ
るかというところのいろいろな事実関係というもの
を追跡調査してまいりますと、必ずしも、その県
なら県の報告を全面的に信用できないというよう
な場合もあり得るのではなからうか、こう思うわ
けですね。したがって、当然また厚生省は厚生省
として、別な立場から、やはり国からも多額の補
助金が出るわけでございますので、そうした行政
指導をするという、そうした監督の責任のある立
場においても、急遽こうした問題の経緯というも
のがどうなっているのかは当然手を打たなければ
ならないことではなからうかと、かように思うわ

けでございませう。たとえば、先ほど医師の問題に
ついて――逆に私に話をしてみましたけれども
も、医師の場合でも、つい最近三名になった。常
勤は一名である。しかも、収容されている子供は
約二百名。それで、あそこには、報告を受けられ
たと思いますが、新館と旧館があって、医師は新館
のほうにしかない。ところが旧館のほうの子供
がぐあいが悪くなったという知らせを持っていき
まして、電話一本で医師が指示を与えるだけで、
実際は見えてくれない。それは、ときにはそういう
ことがあったかもしれないけれども、これでは
何のための医者かと疑わしめることがきわめて強
いわけですね。しかも、その医師については、これ
も伝え聞くところでは、私も現地に
行ったわけでもございませぬが、産婦人科の医者
である、こういうことを聞くわけですよ。だか
ら、それじゃ全く、医者が配置されているとい
つても、もしそれが事実であるとするならば、こ
んな矛盾したことはございませぬので、これは当然
強力なる行政指導をやって、改めさせるところは
改めさせなければならぬのではないかと、こう思
います。いま、私申し上げた点については、ど
のように報告を受けられて、それからその報告を
通じて、今後どのように処置されるおつもりなの
か。

○政府委員(瀧美節夫君) この「オレンジ学園」の
問題が先月の二十五日に鹿児島県の議会におき
まして取り上げられたと報じられております。二十
六日には鹿児島県の児童家庭課長が現地に参りま
して、ある調査をいたしました。さらに鹿児島県
におかれましては、七月の中旬には衛生部、民生
労働部が合同いたしました調査班を編成し、施設
におきまして実地に詳しく調査をするというふう
なことであります。したがって、厚生省にお
きましては、その詳しい調査を待ちまして、いか
にするかというところを検討したい、かように考
えておるわけでございませう。

次に「オレンジ学園」の配置図を見ると、実は、
私も現地には参っておりませぬけれども、県から
の報告によりまして、二百ベッドのうち百ベッド
は旧館にありまして、あとの百ベッドは新館にあ
る。その新館にあるベッドに常勤のお医者さんが
三人おられます。したがって、旧館の百ベッドにつ
きましては、医学的管理について問題があるの
じゃないか、こういうようなことも考え得るわけ
でございませぬが、この点につきましては、新館、
旧館との間が約六十メートルございませぬか、い
わば比較的近い距離にあるわけでございませぬ
で、医学的な措置を、あるいは医療を実際に行な
うというような場合にはそう遠くない、きわめて
至近距離である。こういうふうでありますので、
その点については間違いがない、かように報告が
まいっております。

なお、配置されておりますところの三人の常勤
医師の専門科名は産婦人科でなしに、専門は小兒
科である、かように報告がまいっております。

○波谷邦彦君 先ほど冒頭に私お尋ねした中で、
認可基準にも満たない場合には、そうしてま
た、それについての当局としてのたび重なる行政
指導にもかかわらず、改善されなかつたという場
合の措置については、どのようにとられるおつも
りか。

○政府委員(瀧美節夫君) この重症心身障害児施
設の基準がございまして、その基準に該当するよ
うに指導しているわけでございませぬが、なかなか
こういった施設でありますので、完全にはそこに
至っていないという点はたいへん残念でございま
すが、しかしながら、経営主体もいろいろとお骨
折りをいただいておられるところでございませぬ
ので、再度この基準に達するように改善の措置をとるよ
うにいたしたい、かように思います。

○波谷邦彦君 もちろんこの罰則規定というものを
を直ちにどうしようというふうなことをわれ
われ毛頭求めむべきもございませぬし、そんなこと
は考える必要も毛頭ないと思っておりますけれども、こ
ういう特殊な施設である関係から考えてみた場
合、はたしてどの点が改善されたのか、それは表
向きは改善しましたから見てくださいといつて、

いいところだけ見せられて、ああ、そうだ、よく
改善されたなあ、あるいは人事の構成にしまし
ても、名簿を提出する、名簿に載っているから、
これはオーケーだというふうなことであれば、こ
れはだれにでもできることであつて、私は、やは
り本質をついた問題ではない、こういうふうに考
えるわけですね。したがって、今後とも、そうい
う一片の疑惑も差しはさまないような、理想的な
形態に持っていくことが当然監督官庁としての責
務ではなからうか、こう思うわけですね。

それで、いろいろ話の行き方が逆になつたりし
ますけれども、現在名簿に連なつて、担当されて
いる医者の専門は何ですか。

○政府委員(瀧美節夫君) 先ほどお答え申し上げ
ましたように、常勤の三名の方は、三者とも小兒
科が専門でございませぬ。そのほか、非常勤の方々
につきましては整形外科あるいは外科、耳鼻科、
眼科、そのような各科の方が担当されておると私
は考えますけれども、そのほかの非常勤の方につ
きましては、専門科名については、まだ報告を受
けておりませぬ。

○波谷邦彦君 当然それは報告を待つのでなく
て、こちらからやはり積極的に完備されているか
どうかということを掌握することは、当局として
の態度であるかと、こう思いますので、こうした
点についても、やはり抜かりがあるんじゃないか
という感じがするのです。それは厚生省全般の
仕事の上から見ても、忙しい面は重々わかります
けれども、さりとて、こういう重大な問題を放置
していくわけにはいけません。時間もなかつたから
等々の、そういう言いわけはやはり通用しない
ということをあえて訴えておきたい、こう思うわけ
です。

次に、収容されている子供が最近死亡が相次い
でおると、こういうような問題が起きてくるわけ
ですね。これについては、どういふ報告をお受け
になつていらっしゃるかと。

○政府委員(瀧美節夫君) 昭和四十一年開設され
ましてから、昨年末までに合計三十二名の子供が

第七部 社会労働委員会会議録第二十八号 昭和四十四年七月一日【参議院】

死亡してある、こういうことでございます。内容といたしましては、急性肺炎でございますとか、急性心不全あるいは自家中毒、呼吸麻痺、先ほど御説明申し上げましたように、生死の境をさまよっているというふうな非常に重症の子供でございますので、そういう子供にあらがちな死亡原因が報告されております。

○渋谷邦彦君 そうしますと、死亡については、これはもうむしろ不可抗力である、当然なすべき手は十分尽して、これはやむを得なかった、このように判断してよろしいのでございますか。

○政府委員(湯美節夫君) この重症心身障害児施設は、児童福祉法によりますところの児童福祉施設でございますが、同時に、医療法による病院でございます。したがって、その管理者たる者は医師でございます。したがって、医師が最善の手を尽くした上でさらになくなつたか、かように判断せざるを得ないのではないかと思います。

ただ一つ、最近の例でございますが、ベッドワックとマットの間を頭をはさんでなくなつたというのが一件、これは報告を受けておりますが、この点につきましても、多少問題を感じるわけでございますが、この内容につきましても、いま調査をされているようでございますから、その調査の結果を待たないと正確な判断がつかないのじやないかと思ひます。ちなみに、他の施設、重症心身障害児施設におきましても、やはり入所されてから間近うちに、たとえば一週間とかあるいは一カ月以内とか、こういうような、入所後短い期間になくなられるという例は、各施設とも相当多報告されております。

○渋谷邦彦君 症状が症状だけに、その可能性はなきにしもあらず、わからないわけでもございませぬが、たとえば、四十三年の一月だけで十名ほど死んでおる。それから多いときには三日間に七人から八人の死亡がある。四十三年の四月から五月、一カ月の間に六名が死亡している。こういう報告を私は受けておるのでありますけれども、これは事実かどうか。

○政府委員(湯美節夫君) 私どもにまいておられますところの調査の報告と、先生のお手元にこられたまじった報告は同じものでございますので、いまちょっと数字を案じませんのでございませぬが、おそらくそのようなことではなからうかと思ひます。○渋谷邦彦君 先ほどはかの施設の例をお引きになつて、必ずしも多いわけではないということをおっしゃられた。しかし、この事実に関する限りは、いかがでございますか。

○政府委員(湯美節夫君) 他の施設のことを例に取り上げましたけれども、同じ重症心身障害児施設でございますけれども、その施設に入りますところのやはり子供の症状でありますとか、その状態でありませぬか、いろいろありまして、一律には言えないと思ひますが、いまの御質問でございますが、これも詳しい調査を待たした上でお答えをしなければならぬと、かように思ひます。

○渋谷邦彦君 私のほうには、いろんな証言をしていただいた方の内容が相当たくさんあるんでございませぬけれども、その一つを申し上げますと、この学園ができましたときに、九州でも非常に評判であった、先ほど御説明あつたとおりであります。そこで、ぜひともそういう施設に入りたいものだ、こういうことで福岡から十五名の子供が入園をしたのであります。これはちょうど四十三年六月三十日に入園をした。しかし、その後二カ月もたつたか、たまたまうちに子供が骨と皮のような状態になつて、たまたま面会に行つた親があまりの変りようで引き取つてきた。こういうようなことがございませぬし、また中には死亡したのがすでに二名出ております。——ここにも実際こういう写真があるのです。これは入園する前と入園してからの一カ月の間の違いでこういうふうな骨と皮ばかりにやせてしまつた。いかにして一カ月の違いでこういう極端な違いがあるのだらうかと、われわれしろうとながら考えざるを得ないわけです。実際におしやつてくださった方の名前も全部ございませぬ。そこで、福岡の県議団が、これはおかしなということになつて、つい最近現地

におもひいて調査したそうでありませぬ。そうしますと、先ほど来から話の中に出てまいりました新館、旧館の建物の中に収容されているその状態が非常に違いがある。とりわけ旧館においては、要するに社会福祉法の中に規定されている条件とは全く違ふ。そういうところに収容されているありさまを見て、腹が立つやら、憤りを感ずるやらという報告を、私は、昨日、電話で受けております。したがって、厚生省のほうで県当局から受けられた報告とは、ちよつとその辺のいきさつが違ひ過ぎやしないか。あまりにも懸隔なり、開きがあるような気がするのであります。実際片方は現地に行つて見てきた、自分目で確かめ、自分のはだで感じたことほど正確なことはないわけです。特に、いまの旧館の問題については、臭気ふんぶんで、しかも、通風の設備は全くない。しかも、子供の訓練なども定期的に行なわれていない、ほつたらかしたものである等々の、そういう施設にはあるまじき状態が見聞されたということでございます。その点については、どのように当局としてはキャッチをされて、今後の改善策をお持ちになつていらしやるのか、まずその辺を伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(湯美節夫君) 福岡の子供十五名の措置をいたしておりますことについての福岡県及び鹿児島県からの報告がございませぬが、六月二十八日、二十九日に福岡県から児童家庭課長、それから肢体不自由児の施設長、児童相談所の職員七名が現地を調査しており、実際入所児童の処遇に問題があるというところは報告されていない、県としては、引き続き「オレンジ学園」に措置を依頼する考であるとの総括的に言つてきております。

なお、御指摘の十五名のうち二名の方がなくなつております。二人とも女の子でございますが、十一歳の女の子が急性気管支炎でなくなつております。それから、もう一人の子供でございますが、先ほどちよつと私触れしましたが、ベッドワックとマットの間に頭をはさんでなくなつた、こう

いう子供さんでございます。それから退所された二人の方の報告も来ておりますが、これは報告によりまして、両者とも保護者の希望退所でございます。まじつと、お写真を見せたいと思ひましたが、どちらかわかりませんが、一人の方が入園時の体重が十三・五キロ、それから退園時の体重が十四・〇キロ、つまり回復をされて体重が増加して退所されておるといふ報告もあつては、詳しく調査、データによりまして判断をさせていただきますと思ひます。

○渋谷邦彦君 おそらく、きよりの限られた時間の範囲ですべての結論を迫ることは、私は不可能であらうと思ひますし、また、場合によつては、参考人と呼んで具体的にひとつその真相というものを究明してもらいたい、こう思つておるわけでありませぬ、いづれにしても、厚生省当局では、いま、私のほうでキャッチした情報以前の段階の報告しかお受け取りになつていないような感じがする。やはり迅速を第一義としなければならぬことは当然と思ひます。しかし、現在調査中ということでは、お話を濁されたのでは、われわれとしても、はなはだ心外であるわけでございませぬけれども、いづれにしても、こういう状態が続いているというところは、きわめてまずい。しかも、こうしたことがあるようでございませぬ。たとえば、これは幼児だと思ひますが、おむつカバーを取りかえない、寝具がよごれても取りかえてくれない。旧館の子供は、先ほど申し上げたように、医者が配置されていないので、よく見てくれない。それから旧館の重症心身障害児七十八名は、何ら訓練措置を受けない。さらに、精神病の経験ある保母や、軽度の精神病患者を保母の補助者として使つておられる。中には子供をさかさぶり——これは訓練の一つとしてあるというふうなことも外国では聞いておられるので、これは、必ずしも虐待であるかどうかということの判定はむずかしいと思ひますけれども、子供をさかさぶりするようなこ

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

ともある。あるいは子供が歩けるようなときになると、鉄の棒に足をくくりつけて歩かれないようにする。ほかの子供のめんどうが見られないという理由もあるようであり、食事を早くするために、口に押し込む。これは症状によって食べものがのみ込めないということもあるようであり、報告をお受けになつていらつしやいますか。

○政府委員(瀧美節夫君) いまのような、おむつの取りかえの問題あるいは寝具が不潔ではないか、あるいはくくりつける、歩けるようになるまで木につなげたりしておる、こういうふうないろいろの御指摘のこまかい点につきまして、私どもも報告をもらつております。先生が、いま御質問になつたように、たとえば歩けるようになるまでくくりつけをする、それはそれ自体起立訓練という訓練の方法でもあるわけでございます。また、食事の時間に食べものを口に押し込む、こういうふうな問題につきましては、たとえ時間の節約のためでも、そういうことはしてはならない、あるいはまた、おむつにつきましてもきまつた時間に取りかえるし、場合によりましては、一日に十回、夜も数回取りかえるということである、寝具につきましても週一回は定期的に取りかえる、こういうふうにして私への報告が参つておりますが、これらすべて詳細につきましては、七月の初めに、民生労働部なり、衛生部におきまして相当詳しい調査が行なわれるわけでございますので、そういう報告を待ちまして、どういふふうな経営状況になつておるか、私どももいたしまして、十分正確に判断をいたしまして、今後のこういふ施設の運営のあり方につきまして勉強してみたい、かように思つております。

○渋谷邦彦君 いまの御答弁でも、私が質問している内容とずれがあるんですね、かみ合わない。結局、先ほども申し上げましたように、県なら県がたまに行つたのでは、これはそれなりの一

番いいところしか見ない場合もあるかもしれないことは十分予想されるので、ところが、何十人かの人ときおり子供に面会をするということで行くわけです。それが不特定なときに行くわけです。そしてまたその現場を撮影する。そうした人の証言というものは、やはり非常に強烈ではないか。中には、それが全面的に信用できるものかどうかというふうなこともそれはありますし、うけれども、しかし、自分の子供に関する限り、やはりいい取り扱ひをしてもらつていられるかどうかということは、当然の親の願ひでございますし、う。したがつて、もっとよくしてもらいたい、もっと安心して子供を置けるような状態にしてもらいたいというのが当然の願望だろうと、私は思うんですね。そういう観点から、決して当初は感情的な、それをむき出しにして、子供の置かれてある状態がひどいものであると思つたに行つたろうと思ふんですね、面会なり何なり。しかし、実際自分の目で確かめてみると、事ほどさようにはいかない。実際いんな問題が、指摘されていような事実が判明してきている。これじやないへんだということではなからうかと思ふんですね。いま、七月上旬においては、詳細にわたつての民生労働部の調査を待つた上で、はつきりした結論を出しなりたいという御答弁もございました。もちろん、ただその報告を待つのみではなくて、当然当局として、現地へおもむくなりして、積極的にこの問題の解決に当たるといふことが重要ではなからうか。こう思いますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(瀧美節夫君) この事件が県議会で取り上げられました翌日に児童家庭課長が行つております。それから七月上旬には衛生部あるいは民生労働部と、相当多くの方々が詳しく実情調査するということでございますので、私も厚生省は、その結果を待つて——詳しい調査であらうというところは私は十分期待できるわけでございますから、その詳しい調査を待つた上で、国といたし

まして、どうするかということを決したほうが能率的ではないかと、かようにも考へております。したがういまして、いま直ちに厚生省からすぐ調査団を派遣するといふふうなことも、その県の調査を待つて善処したい、かような気持ちでございます。

○渋谷邦彦君 この「オレンジ学園」というのは、社会福祉法人の「たかね会」が「福山学園」——これも重度精神施設になつていようございませうけれども、これと並行的に「オレンジ学園」を設立された、こうなつていようございませう。この「たかね会」の会長には寺園さんといふので、前鹿児島県知事をやられた方、そのほかに、鹿児島大学の医学部の教授が四名顧問として名を連ねている。そういう有識階層の方々が名を連ねた福祉施設としては、あまりにも手抜きがありはしまいかといふふうに思ふのでありますけれども、こうした人たちの、何といひますか、関係性ですね、理事長や園長との関係性はどんなふうにして実際に——先ほどちよつと経過は何いましてけれども、どんな話し合ひでこの社会福祉法人といふものができて、それで政府の認可を受けたのか、どうなんでしょうか。

○政府委員(瀧美節夫君) この社会福祉法人「たかね会」の理事長は松下兼知氏といふことでございます。いま、先生の御指摘の前鹿児島県知事の寺園氏そのほかの方が会をつくつておられますが、それは「たかね会」の後援会のほうではなからうか、かように思ふわけでありませう。したがういまして、この社会福祉法人「たかね会」自体は精神薄弱児施設を経営し、さらに、昭和四十一年には重症心身障害児施設の「オレンジ学園」を開設された。この方が理事長である。かように相なつておるわけでございます。

○渋谷邦彦君 そうした有名な方々が名を連ねているわりには、ちよつとお粗末な状態ではないか。この点についても今後の一つの課題として問題になり得る。ただ、そういう人たちが名を連ねているからこれは当然社会福祉法人として、

もう無条件に認可をするといふようなもし先入感があるとするならば、今後のそうした施設についての運営というものは、きわめて危険な方向をたどる可能性が十分にあり得る。この点は、ひとつ重々警戒をしていただきたい事柄ではなからうかと、このように思ふわけでございます。いづれにしても、今回のこの「オレンジ学園」に発生したところの、言うならば、児童虐待といふふうなことになるかどうか、それは今後の結論を待たねば、何ともいふことでは断定するわけにはいかないにしても、これはどう見ても、憲法第二十七条あるいは児童福祉法第一条、あるいは児童憲章という精神に立脚した観点から見ましても、これはやはり相当猛反省をしなければならぬ内容を持つた問題ではなからうか、こう思ひますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(瀧美節夫君) 前半で御指摘の、有名な人であるから認可云々の問題でございますが、私もといたしましては、あくまでも厳正に、冷静にこういふ仕事をやっていただく方々、その設備なり、基準なり、こういふことを判断の上で認可をしております。したがういまして、有名な人だからどういふふうなことは決していたしておらないのでございます。

なお、児童の虐待になるかならないか、こういふ点につきましては、私どももただいままでの県の報告等も伺つておりますし、また、調査団が現地を徹底的に、詳細に調査されるというふうなことでございますので、その調査を待つた結果でなければ、何とも申し上げられない、かように思ふわけでございます。いづれにいたしまして、もうこういうふうな問題が一応取り上げられておりますので、今後私ども、こういふ重症心身障害児施設に対する運営等につきましても、その調査を待ちまして、はつきりと正しく指導をしなければならぬ、かように思つておるところでございます。

○渋谷邦彦君 それから、いまのお話しのようにな、これは確かに先を急ぐべき問題ではなからう

と私は思いますので、その時点においてあらためてお話を申し上げたいと、こう思います。

先ほども申し上げたように、私どものほうでキャッチした内容とは、やはり開きのあるものもございまして、ずれてはいるものもございまして、相当光明に私のほうも報告をしておりますので、また、後日にその点は譲るといたしまして、ただ、「オレンジ学園」あるいは「福山学園」、それから「福山病院」、いずれも同族的な色彩が非常に強い内容が感じられるわけでございまして、これは実際に社会福祉法人としての運営をやる面からは、やはり好ましくないという印象を私どもは持つわけでございまして、その点では、どのような見解をお持ちになっておられるか。

○政府委員(滙美節夫君) この社会福祉法人「たちばな会」の理事長の松下氏が御関係といえますが、御関係になっておられるのがこの「たちばな会」と精神病院——精神科、内科の病院を経営されておられますところの医療法人「仁心会」というのがございまして、「たちばな会」の役員につきましても、役員六名のうち松下さんを含めまして二名の方が同族である。したがって、これは社会福祉事業法の第三十四条に規定されておりますところの役員に関する制限規定、つまり二分の一以上が同族であってはならないという規定には触れておらないのでございまして、なお、医療法人はほかにございまして、この「仁心会」という医療法人の方が同族であるというふうな報告が参っております。社会福祉法人につきましては、そのように法律には触れておらない。したがって、認可も受けているわけでございまして、ただ、これも鹿児島からの報告でございまして、役員でなくとも、職員幹部の中に比較的同族系統の向きが多いというふうなことで、その点については、ややもすると、運営に問題を生ずるといふふうなことで、鹿児島県におきましては、そういう点については、何らかの指導をしたと、こういうふうな言っておるわけでございまして。

○波谷邦彦君 そういうやむを得ない場合もあると思えますけれども、ただ、立ち入ったことを申し上げますと、給与の問題やなんかにつきましても、どのような状態になっているのか。また、その收支決算というものがどのように行なわれているのか、その点はいかがですか。

○政府委員(滙美節夫君) 経理の内容等につきましては、まだ詳しい報告は得ておりませんが、県の議会におきましては、精神薄弱児の施設長である福山学園長が「オレンジ学園」でも事務長の補佐という資格で給料を二重に取っておるのではないかと、こういうふうな議論がされたようでございまして、これに對しまして、こういうふうなことが三カ月間ばかりあったけれども、その後は、この兼務を全部解いてしまった、こういうふうになっておる。このような、まあ一つの例でございまして、その問題がございまして、しかし、いずれにいたしまして、給与全体につきましてもそのほかのこまかい報告は、まだ私どもは伺っておりません。

○波谷邦彦君 これは、厚生省としては、年間の收支決算については、とる義務がございまして、○政府委員(滙美節夫君) 社会福祉法人でございまして、その事業報告、現況報告は、年に一回、私のように届けられることに相なっております。

○波谷邦彦君 昨日の毎日新聞に、これは現地の鹿児島支局長さんと松下さんの対談がここに載っております。これによりますと、まず冒頭の見出しに、県の監督は筋違いだ、また、実際の給与問題に触れまして、五十万もらおうと百万もらおうと、そんなことはよけいなお世話だ、こういう答えをされているんですね。こうしたことが許されているのかどうか、いかがでしょうか。

○政府委員(滙美節夫君) その新聞を私まだ拝見しておらないわけでございまして、まあ社会福祉法人の「たちばな会」の経営いたしておりますところの重症心身障害児施設及び「福山学園」という精神薄弱児施設につきましては、児童保護措置費に

よりましてその運営費がまかなわれておるわけでございまして、したがって、もし、そのようなことをおっしゃったとしたら、そこには計上され得る保護措置費というものは、そこには計上され得べくもないと思うのでございまして、したがって、そのような金額でございまして、その点は当然病院を医療法人「仁心会」というふうなことで経営もされておられますし、そのほうの関係の分であるいはあるかもしれない、かように思いますが、いずれにいたしまして、社会福祉法人の「たちばな会」の経営する児童福祉施設につきましては、そのようなことが考えられもしない、かように考えます。

○波谷邦彦君 考えられもしないということは、どういふ意味を含んでいらっしゃるのかわかりませんが、先ほどお答えもありましたように、とにかく国費が四千三百七十八万円、県の費用が二千八百八十九万円、合計六千五百六十七万円、これが出ておる。それから年間の措置費として四千五百四十二万円、保険給付として二千三百三十五万円、これは年間の運営費として出ているわけではございませぬ。これは当然こうして国から出ている、県から出ているということになれば、その收支については明確を期することが、言うまでもなく、当然の事柄だと思っておりますけれども、そうした場合に、それはどっちのほうからお金をもらっているか知りませぬけれども、こうしたことは「オレンジ学園」というものを前提として話をされているわけですね。そうしますと、何ほらおおうと、そんなことはよけいなお世話じゃないかという話は、ちょっととばが過ぎはしまいかと私は思うのですが、国費とい、県費とい、国民の税金であることは、言うまでもない。それを幾らもらおうと、かかってたという、この言いぐさは、私は、ちょっとふに落ちないので、すけれども、もう一べんその辺の明確な答弁を願えませぬか。あと、大臣に一まとめに全部やってもいいから。

○政府委員(滙美節夫君) 重症心身障害児施設に

おいて使われますお金は、御承知のように、健康保険あるいは国民健康保険という医療費とも、自己負担分につきましては、国費、県費が出されているわけでございまして、これが昭和四十四年度の予算におきましても、人件費、それから子供さん方のいろいろな費用を全部合わせまして、一人につきまして一月約五万円程度でございまして、これは、人件費と子供さん方のいろいろなおむつ代その他全部ひくくためてございまして、この五万円につきましても、私どもは、絶えず、これではとてもやっていけないというふうなことで、毎年予算の増額については最大の努力を払っておるような状況でございまして、とてもそのような大きなお金が一園長さんでございまして、動くということ、私自身は想像もできないことと、ございまして、もう一つその新聞の記事にあらわれた内容等につきましても、御本人がそのようなお気持ちではんとくに言われたのかどうか、そういう点もまだ私どもわかっておりませんが、何とも私自身としてはお答えができません。

○波谷邦彦君 それは無理からぬ問題だと思えますけれども、いずれにしても、これはちゃんとした、れっきとした新聞に出ているわけではございまして、そのときの感情的な質問に対しての発言というふうなことも考えられぬではないかと、非常に残念なことだと思っております。しかも、まだあるのですよ。もし、そういうことで責任をとってやめるという事になれば、自分の所有されている土地一万坪ですね、この地代を取る、それから、いままで出資した「オレンジ学園」のお金ですか、三千五百万円、これも返してもらう、カッコして、語気も荒げに書いてあるんですね。私は、松下さんという方はやはり篤志家の一人だと思っております。私は人柄についてはわかりませぬけれども、なかなかこうした施設を進んでやろうなんという事はできないことだと思っております。けれども、それの方がせつかくこまでやってき

き

て、こういう何か腹のうちを見せられるということになると、九俣の功を一簣に欠く事柄ではないかと、残念に思うのです。もしも、この方の真意というものがこのとおりであったとした場合、これは、おれの一万坪を返してくれ、いままでも出資した三千五百万円返してくれ、こういった場合に、政府としては、どういふ措置をとりますか。

○政府委員(瀧美節夫君) 松下先生が、日本では第四番目の民間の施設といたしまして、もうそのころからいままでも最悪の条件の子供を引き受けて、一生懸命やってこられたということから、この領域のほとんどすべての方は存じ上げておるわけでございます。したがって、いまのようなおことはほんとうであるかどうか、私もちょっと判断がつかぬかと、また、そういうふうなことは、ちょっと想像もできませんので、そうなたらどうなるかという点につきましては、なかなかむずかしい問題でございます。もう少し様子を見せていただきたい。いま、私といたしましては、たいへん遺憾でございますが、お答えできかねるのでございます。

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記を起して。
○渋谷邦彦君 いずれにしても、いままでもと答弁を伺っておりますと、全体の事件の内容というものが正確に掌握されていない。また、調査の段階でもあるということですので、この程度にいたしませんけれども、しかし、園長がおっしゃっておることの中で、やはり、こうした社会福祉事業というものは、国が積極的にやってもいいというものを最後に強い希望として言われているのです。もうこれは切実な本心だと私は思うのです。こうあるべきかと思うのです。こういう問題で、やっとならぬというものを、いままでも不祥事というものを起さないように、厚生省として、全力をあげてやっていたらいい、こう思いますし、大臣にいままでの経過を通じまして、その所信と、今後のこの問題に対処する

決意というものを聞かせただきまして、本日のところは、一応この問題については留保しておきますので、そのつもりでお聞かせいただきたい、こう思います。

○国務大臣(斎藤昇君) 先ほどから一時間余り、渋谷さんと局長との間の応答を私も聞いておりまして、厚生省といたしましては、まだ調査不十分でございますので、十分なお答えができなかったことは申しわけないと存じております。事柄の全体を通じて、私は、こういふ重症な心身障害児の施設というものは国でやるべきだと、かように思うわけでございますが、何ぶんにもこういふ経費をいたしますとそれ自身非常にむずかしいわけでございます。したがって、個人の方がこういふ仕事を一生懸命やってくださるというところについては、私は、非常に敬意と感謝をいたしているわけでございます。よくもやってくださっていると思うので、感謝をいたしておるわけでございます。私は、松下さんにはまだお目にかからないので、よく存じておりませんけれども、伺いますと、りっぱな方だと伺っておるわけでありまして、ところが、いま言ったような事柄が、私として、もしこれが事実であるというのなら、私は、先ほど申しました感謝の気持ちを裏切られるような気がいたすわけであります。事実を十分調査をいたしました上で、とるべき措置はとらなければならぬ、こう思っておるわけでありまして、はたして、いまおっしゃるような事柄で、まことにむごたらしい虐待をやっておられるかどうかというところで、私の心境としては信じられないくらいでございますけれども、しかし、事実はおおうべくもございませんから、事実をよく調査をいたしまして御期待にこたえるようにいたしてまいりたい、かように思います。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(吉田忠三郎君) 速記をつけて。
他に御発言もなければ、本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。
午後五時十四分散会

六月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月七日)
一、国民年金法の一部を改正する法律案

六月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、むちうち症の療術治療に関する請願(第六五〇〇号)(第六五〇一号)(第六五六六号)(第六七四六号)
一、健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(第六五〇二号)(第六五〇三号)(第六五〇四号)(第六五〇七号)(第六五〇八号)(第六五〇九号)(第六五〇一〇号)(第六五〇一七号)(第六五〇一八号)(第六五〇一九号)(第六五〇二〇号)(第六五〇二七号)(第六五〇二八号)(第六五〇二九号)(第六五〇三〇号)(第六五〇三七号)(第六五〇三九号)(第六五〇四〇号)(第六五〇四七号)(第六五〇四八号)(第六五〇四九号)(第六五〇五〇号)(第六五〇五七号)(第六五〇五八号)(第六五〇五九号)(第六五〇六〇号)(第六五〇六七号)(第六五〇六八号)(第六五〇六九号)(第六五〇七〇号)(第六五〇七七号)(第六五〇七八号)(第六五〇七九号)(第六五〇八〇号)(第六五〇八七号)(第六五〇八八号)(第六五〇八九号)(第六五〇九〇号)(第六五〇九七号)(第六五〇九八号)(第六五〇九九号)(第六五〇一〇〇号)

一、ソ連長期抑留者の処遇に関する請願(第六五八四号)(第六五八五号)(第六五八六号)(第六五八七号)(第六五八八号)(第六五八九号)(第六五九〇号)
一、理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願(第六五九八号)
一、失業保険法の改正反対に関する請願(第六七七七号)

第六五〇〇号 昭和四十四年六月十三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都世田谷区太子堂五ノ四ノ一
○ 木村幸治
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第六五〇〇一号 昭和四十四年六月十三日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都新宿区横寺町三五 内田右
二
紹介議員 連田 龍彦君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第六五六六号 昭和四十四年六月十四日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都目黒区中町一ノ二五ノ一二
小安清平
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第六七四六号 昭和四十四年六月十九日受理
むちうち症の療術治療に関する請願
請願者 東京都文京区白山一ノ一三ノ七
早川 裕
紹介議員 木村 禧八郎君
この請願の趣旨は、第五七四八号と同じである。

第六五〇二号 昭和四十四年六月十三日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都墨田区立花二ノ一七ノ一三
寺田 安知
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六五〇三号 昭和四十四年六月十三日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(二通)

第七部 社会労働委員会会議録第二十八号 昭和四十四年七月一日【参議院】

二

二

二

二

二

請願者 東京都世田谷区羽根木一ノ一一ノ九 服部金蔵外三十七名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六五〇四号 昭和四十四年六月十三日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(二通)
請願者 神戸市東灘区本山町中野長者筋八
徳田秋夫外一名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六五七〇号 昭和四十四年六月十四日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願(二通)
請願者 静岡県沼津市杉崎町 涌井善四郎
外二名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六五八二号 昭和四十四年六月十四日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都台東区竜泉一ノ一〇ノ二 入江寅吉
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七二七号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島県麻植郡川島町 伊勢満介外 九十九名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七二八号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市金沢二ノ二 福良フサエ外 九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七二九号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市北田宮三丁目 新居勝外九 十九名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七三〇号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市名東二丁目 佐々木勝外九 十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七三一号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市北田宮三丁目 榎原安子外 九十九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七四八号 昭和四十四年六月十九日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 静岡県清水市横砂 橋本広一 九十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

改正案反対に関する請願

請願者 徳島市金沢二ノ二 福良フサエ外 九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七二九号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市北田宮三丁目 新居勝外九 十九名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七三〇号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市名東二丁目 佐々木勝外九 十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七三一号 昭和四十四年六月十八日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 徳島市北田宮三丁目 榎原安子外 九十九名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六七四八号 昭和四十四年六月十九日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部改正案反対に関する請願
請願者 静岡県清水市横砂 橋本広一 九十九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第六五〇五号 昭和四十四年六月十三日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 神戸市灘区大内通 佐々木馨
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六五〇六号 昭和四十四年六月十三日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 東京都墨田区立花二ノ一七ノ一三 寺田安知
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六五〇七号 昭和四十四年六月十三日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 東京都町田市木曾町 榎本行夫外 二十五名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六五七一号 昭和四十四年六月十四日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 静岡県清水市横砂一、二六〇 橋本広一外二名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六六七四号 昭和四十四年六月十八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 岐阜市都通二ノ二 小森良雄
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

改正案反対に関する請願

請願者 徳島県麻植郡川島町桑村 川村嘉 男外九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七三三三号 昭和四十四年六月十八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)
請願者 徳島市北田宮二ノ一五ノ二〇 椎野貞枝外二百七名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七三四号 昭和四十四年六月十八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市本町 権藤喜作外十 名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七三五号 昭和四十四年六月十八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市長谷二八四 佐藤照子外九十九名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七三六号 昭和四十四年六月十八日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)
請願者 徳島市川内町下別宮 富田和吉外 二百五名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七四七号 昭和四十四年六月十九日受理
日雇健康保険の改悪反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願
請願者 徳島市金沢二ノ二 福良フサエ外 九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

改善に関する請願

請願者 福島市山下町七ノ二四 江口岩次

紹介議員 郎外八名

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六七三三号 昭和四十四年六月十九日受理

日雇健康保険の改悪に反対並びに保険内容の根本的改善に関する請願(二通)

請願者 福島県伊達郡川俣町八反田一三

伊藤巖外一名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

第六五〇八号 昭和四十四年六月十三日受理

健保特例法の期限延長反対並びに国の負担による診療報酬の引上げに関する請願

請願者 京都市中京区壬生東高田町一ノ二

京都府医師会内 桜井英徳外二千九百四名

紹介議員 大橋 和孝君

健康保険特例法は、その赤字財政解消のため、国民の健康を犠牲にしたものであり、いままた約束を無視してこれを延長することに絶対反対である。安上がりの医療を防ぎ、まともな診療ができるよう、いまずく国の負担で診療報酬の引上げを行なうよう要求する。

理由

一、健保特例法が制定されてからは、病気になることも早期に医師にかからない、治療を中断しがちとなつてまた再発する、という実例が非常に多くなつてゐる。

二、物価、人件費は毎年いちじるしく上昇しているにもかかわらず、診療報酬はすえおかれ、製薬企業には手をつけずに、薬価の一方的切下げで医師の収入をさらに引き下げたが、このままでは責任のある治療さえできなくなる。

第六五八三三号 昭和四十四年六月十四日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(十二通)

請願者 富山県高岡市川原町八ノ二一

井いと外十二名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第六六五三三号 昭和四十四年六月十七日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(四通)

請願者 神奈川県藤沢市鶴沼海岸四ノ一一

ノ一三 鈴木操外三名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第六六七七号 昭和四十四年六月十八日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(四通)

請願者 東京都八王子市台町四四七

山越 宣五郎外三名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第六七四四号 昭和四十四年六月十九日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(九通)

請願者 東京都足立区梅田七ノ一四ノ四

仁平吉澄外八名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第六五八四号 昭和四十四年六月十四日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(八通)

請願者 神戸市須磨区一ノ谷町三ノ一ノ二

五 日谷珠美外八名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四〇三六号と同じである。

第六六五四号 昭和四十四年六月十七日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(六通)

請願者 兵庫県姫路市白浜町甲七八八ノ六

七 河野貞夫外五名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四〇三六号と同じである。

第六六七八号 昭和四十四年六月十八日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(七通)

請願者 岡山市西古松二九五 橋本確外六名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四〇三六号と同じである。

第六七四五号 昭和四十四年六月十九日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願

請願者 東京都中野区中野一ノ二三ノ一二

宮沢信夫

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第四〇三六号と同じである。

第六五九八号 昭和四十四年六月十六日受理

理学療法士及び作業療法士法の経過措置期間延長に関する請願

請願者 鹿児島市城山町八ノ三鹿児島大学

医学部附属病院中央治療室内社団法人全国病院理学療法協会九州会

内 酒元一雄

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第六一八六号と同じである。

第六七三七号 昭和四十四年六月十八日受理

失業保険法の改正反対に関する請願

請願者 山形県酒田市栄町九ノ三一鮑海建

設労働組合内 佐藤英雄外四百八十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第五八九三号と同じである。

第二十五号中正誤

ペ少 段 行 誤

四 四七七とうか

五 二一 現情

六 三五 だが

正

どうか

現状

だか

昭和四十四年七月十五日印刷

昭和四十四年七月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局